

令和5年第3回士別市議会定例会会議録（第3号）

令和5年9月13日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 3時27分散会

本日の会議事件

開議宣告

諸般の報告

日程第 1 一般質問

散会宣告

出席議員（14名）

副議長	1番	村上 緑一 君	2番	石川 陽介 君
	3番	湊 祐介 君	4番	中山 義隆 君
	5番	加納 由美子 君	6番	奥山 かおり 君
	7番	西川 剛 君	8番	佐藤 正 君
	9番	真保 誠 君	10番	喜多 武彦 君
	11番	谷 守 君	12番	大西 陽 君
	13番	十河 剛志 君	議長	15番 山居 忠彰 君

出席説明員

市長	渡辺 英次 君	副市長	法邑 和浩 君
総務部長	大橋 雅民 君	市民部長	丸 徹也 君
健康福祉部長	東川 晃宏 君	経済部長	鴻野 弘志 君
建設環境部長	藪 中 晃宏 君		

教育委員会
教育長職務代理者

馬場 千晶 君

教育委員会
生涯学習部長

三上 正洋 君

市立病院
副管理者

中館 佳嗣 君

経営管理部長

池田 亨 君

監査委員 浅利知充君

監査委員
局長

四ツ辻 秀和君

事務局出席者

議会事務局長 穴田 義文君

議会事務局長
議総務課

岡崎 忠幸君

議会事務局長
議総務課主任 中井 聖子君

議総務課主任
議総務課主任

齊藤 太成君

(午前10時00分開議)

○議長（山居忠彰君） ただいまの出席議員は全員であります。

これより本日の会議を開きます。

○議長（山居忠彰君） ここで、事務局長から諸般の報告をいたします。

○議会事務局長（穴田義文君） 御報告申し上げます。

本日の議事日程は一般質問であります。

以上で報告を終わります。

○議長（山居忠彰君） ここで、副議長と交代いたします。

○副議長（村上緑一君） それでは、これより議事に入ります。

日程第1、一般質問を行います。

12番 大西 陽議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 通告のとおり一般質問を行います。

いつもそうであるように、今回もそれぞれ重要な案件と私自身は捉えております。議論が深まることを期待して最初の質問に入ります。

食料・農業・農村基本法の見直しに伴う対応と農業における喫緊の諸課題についてであります。

昨日の北海道新聞に農水省の有識者会議が今月11日に農政の基本方針となる食料・農業・農村基本法を見直す最終的な取りまとめを農水大臣に答申をしたと載っておりました。その上で、食料・農業・農村基本法は、1961年に制定された農業基本法に代わって、1999年に新たに食料・農村を条文に加え制定され、政府として農業政策の方向性と中長期的に取り組むべき方針を定めたものであります。

基本法に基づく理念の実現に向けて、具体的な政策の基本的な考え方、その実施に至る道筋を示した食料・農業・農村基本計画の策定を同時に行っており、おおむね5年ごとに見直しをすることになっています。

今回の見直しの主な論点は、食料自給率など国の目標設定の在り方、食料危機への対応、食料備蓄の水準と運営の在り方、多様な農業人材の位置づけと施策の具体化、適正な価格形成の仕組みの具体化、環境負荷低減への対応、スマート農業への取組、農村の人口減への対応と農業インフラの維持、そして物流の2024年問題への対応などが挙げられております。

農水省は地方での意見交換などを踏まえ、来年の通常国会に食料・農業・農村基本法改正案の提出に向けて進めていく予定としていることから、これらの論点整理が必要であり、特に食料自給率の目標が未達のまま推移をしていることを踏まえて、将来の作物生産の明確な指針を示すとともに、食料安全保障の強化を図る取組など、制度の見直し、施策の拡充など、地方での政策提案が適切に反映されるように、生産者団体、関係する事業者、消費者団体、そして地

方自治体が一体となって働きかけていくことが極めて重要なことであります。

そこで、本市または全道市長会や所属する各種団体などを通じた食料・農業・農村基本法の見直しに伴う今までの取組経過と今後の対応についてまずお伺いをいたします。

次に、水田活用の直接支払交付金の厳格化として、2022年、令和4年ですけれども、から2026年、令和8年の5年間に一度も水張りが行われない農地は、2027年、令和9年以降、交付対象水田としないとの方針が唐突に示されましたが、対象となる農業者に戸惑いと併せて大きな不安をもたらしております。

現在、道や北海道中央会、北海道農業会議などで構成する水田活用の直接支払交付金の見直しに係る関係機関連絡会議では、各地域の農業再生協議会との意見交換を通じて、交付金見直しの対応として現行ルールの再徹底と予算確保などを政府に要請していくことを決定しております。

さらに、農水省は、水田の畑地化を進める政策として、計画的な畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、生産が安定するまで一定期間継続的にいわゆる伴走支援を行う畑地化促進事業を創設しましたが、令和5年度の一次採択の結果では希望に対する採択率が極めて低い状況であります。恐らく本市の採択率は必要額に対して4%を下回ると伺っております。そういう意味では、二次採択に期待をせざるを得ない状況にあることから、6年度以降は作付計画に沿って十分な当初予算の確保が必要であり、本市としても様々な機会を通じて国に強く要請することが必要だと思っておりますので、このことに対する本市の見解と併せて水田活用の直接支払交付金の見直しに伴う本市の対応について伺います。

次に、肥料、燃油等の生産資材の価格高騰に対する対応についてであります。

世界的な穀物需要の増加やエネルギー価格の上昇に加え、ロシアによるウクライナ侵攻等の影響により、化学肥料原料の国際価格が大幅に上昇し、肥料価格が急騰している現状にあります。ホクレンによると、令和5肥料年度、いわゆる令和5年の6月から6年の5月供給分の肥料価格は、輸入原料である尿素、リン酸、カリの価格はいずれも若干ではありますが値下げとなっております。その分肥料価格に反映されたものの、依然として高水準の状況にあると伺います。

国はこの対策として、海外原料に依存している化学肥料の低減や堆肥等の国内資源の活用を進めるための取組を行う農業者に対して、肥料コスト分の一部に対して支援を行うことにより、農業経営に及ぼす影響を緩和する目的で、化学肥料使用量の20%低減を要件とした肥料価格高騰対策事業を実施していますが、肥料の使用量低減は土地条件や作物によって施肥量が異なることから、一律に削減することには限界がありますので、実態に即した継続性のある効果的な助成体系にすることを国や道に求めるべきだと思っておりますので、本市の見解を伺います。

次に、農業経営体の規模拡大が進む中で、農作業の効率化と省力化により、農業経営の安定を図るために機械化が進み、これに係る燃油の高騰で生産コストが増大をしており、経営収支に大きな影響をもたらしております。

国は、燃油価格高騰対策として、石油元売り・輸入業者に価格上昇を抑える原資を支給することにより、ガソリンの卸価格の上昇と小売価格の急騰を抑える目的で、燃料油価格激変緩和補助金を創設しています。本年9月にこの緩和措置の期限が切れる予定になっていますが、現在のガソリン価格などの環境を考慮して、一部見直しを行った上、年末まで期限を延長するとされております。

しかし、この補助金は、石油元売りや輸入業者に支給をして小売価格高騰を避けるための制度であり、消費者に直接補助金を支給する制度でないために実態が不明確であることから、ガソリン税の減税など、消費者に直接補助金が届く燃油価格高騰対策の抜本的な制度の見直しを国に求める必要があると思っておりますが、本市の考え方を伺います。

次に、酪農・畜産における飼料の価格高騰に対する対応についてです。

飼料価格が高騰している主な要因は、中国などで需要が旺盛なことと、ロシアによるウクライナ侵攻による穀物流通量の減少や配合飼料の主な原料であるトウモロコシの国際価格が上昇傾向で推移していることと、中国やロシアの輸出規制、さらに、歴史的な円安などが挙げられております。これを受けて、国や北海道における緊急対策として国産粗飼料の利用拡大に取り組むなどを要件として、補填単価1頭当たり7,200円の支援を行う国産粗飼料利用拡大緊急酪農対策事業、優良な乳用牛を確保するための経費として、1頭当たり6,800円を支援する酪農生産基盤確保対策事業、配合飼料価格安定制度の加入者で生産コスト削減に取り組むことなどを要件として、補填単価トン当たり8,500円の支援を行う配合飼料の高騰対策などが実施されております。

本市においても、新型コロナウイルス感染症対策の重点交付金として、飼料価格高騰対策応援金事業で約4,500万円の予算措置を行っております。輸入飼料が高騰する中、国産飼料を安定的に確保することが食肉、牛乳、乳製品の安定供給につながることから、十分な予算確保により、生産者負担の軽減のために、今後もJA北ひびきと連携しながら、国に対し、継続性のある、より効果的な支援を求めていく必要があると思っておりますので、この点についても本市の考え方を伺います。

最後に、市営大和牧場における雑用水の確保についてですが、昨日の真保議員の質問と若干重なるところがありますが、その点を考慮しながら行いたいと思いつつ、少しは重なるかもしれないので、御容赦いただきたいと思っております。

昨日の質問にもありましたが、大和牧場は、酪農・畜産農家の労働力負担の軽減や不足する飼料基盤の補完等を図るために、今、大きな役割を果たしております。放牧地にとって雑用水の必要量確保は極めて重要であります。当牧場においては絶対量が不足していることから、やむなくタンクローリー車で水を運んでいる状況にあり、事故や輸送コストの問題があつて、令和4年度に水源枯渇箇所調査と漏水箇所特定調査を行うための予算措置をしていましたが、この調査結果をまず伺います。

また、本年改めて予算措置による水源地調査を実施していますが、通告をしていました現時

点の調査状況と今後の見通しについては、昨日の真保議員への答弁で、恐らく6年度の入牧ま
では水の確保は難しいと思いました。

そこで、私からは、大和牧場の課題についても含んで若干考え方を伺いたいと思います。

これはそもそも論になるかもしれませんが、指定管理は、その目的のとおり事業が進められ
るように、設置者である市が施設等の環境を整えた上で指定管理者に事業を委ねると、そうい
う制度と私は理解をしています。

そのことから、給水作業に当たって、指定管理者は必要な人員の確保が厳しく、家畜の安全
確認など、他の作業にも支障を来している実態にあることから、水の確保が整うまで、その期
間、給水作業は設置者である市が担うべきだと思います。この点についてまず伺います。

また、大和牧場が将来ともその役割を果たしていくためには、今の財政状況を考慮して年度
別計画を立て、計画に沿って牧場の整備を行う必要があります。

計画に必ず反映する事項は、第1に、現在取り組んでいる水の確保であります。第2に、老
朽化した草地の順次更新であります。第3に、昨日真保議員も触れておられましたが、家畜の
安全確保のために劣化が進んでいる有刺鉄線の変更が挙げられます。これらに対する市の考え
方を伺って、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 大西議員の御質問にお答えします。

初めに、食料・農業・農村基本法の見直しに伴う取組についてです。

食料・農業・農村基本法は、食料の安定供給の確保、農業の有する多面的機能の発揮、農業
の持続的な発展、その基盤としての農村の振興を4つの基本理念として掲げておりますが、制
定から20年以上が経過し、総合的な検証と見直しに向けた検証が行われています。

現在、ウクライナ情勢に端を発した国際情勢の不安定化や気候変動による異常気象などによ
り、食料・農業・農村を取り巻く国内外の環境が一層厳しさを増す中、食料や生産資材の供給
不安にあって、今回の見直しは食料安全保障の確立の点からも大変重要であると認識をしてい
ます。

本市農業を巡る情勢については、少子高齢化の進行によって農家戸数の減少や農業従事者の
高齢化が進み、農業生産に必要な農村環境の整備やコミュニティの維持、また、担い手不足
による耕作放棄地の発生が懸念される状況です。

第4次士別市農業・農村活性化計画では、今後も本市の農業が持続的に発展をしていくため
に、基本目標を持続可能な生産体制の確立と位置づけるとともに、土づくり、収量アップ、人
づくり、農村づくりを4つの柱に据える中で、各関係機関と連携し、担い手や新規参入者の確
保、育成をはじめ、生産基盤の整備等を総合的に進めています。

これらを踏まえ、食料の安定供給を確保することは国の基本的な責務であることから、主体
的な役割や取組に期待するところであり、関係機関が一体となって安定供給に向けた取組が重
要と捉えています。

また、均衡ある国土の保全や地域における人材確保、農村地域のコミュニティの維持、農業インフラの機能確保等に向け、取組の方向性が示されることも重要と考えています。

このような中、全国市長会において地域の持続的発展と長期的な安定を図るため、食の安全・安心と安定供給の確保を基本に、各種政策について国に強く要請をしてきたところです。今後においても、JA北びびきをはじめ、各関係機関と連携を密に情報収集に努めるとともに、引き続き国に対して要請を行い、食料・農業・農村の発展と振興の推進に努めてまいります。

次に、水田活用の直接支払交付金と畑地化促進事業に対する対応についてです。

令和3年12月に国から示された交付対象水田に関する現行ルールの再徹底に伴い、本年度も士別市農業再生協議会を通じて畑地化促進事業や水張りルールの具現化などの説明会、要望調査を実施し、事業の推進を図ったところです。

水田活用の直接支払交付金の見直しについては、全道市長会において、詳細なルール設定に当たっては、生産者及び農業関係団体等から現場の課題を十分に把握の上、慎重に検討し、地域農業に影響が生じる場合には必要な対策を実施することを国に要請してきたところです。

また、議員からお話のありました関係機関連絡会議におきましても、畑作物などの本作化に向けた支援などについて必要な予算の確保に関し、国に要請をしてきたところです。

先日、農林水産省から6年度予算概算要求の概要が公表となり、水田活用の直接支払交付金等の事業については5年度当初予算と同額要求、畑地化促進助成の事業詳細については予算編成過程で検討していくことが示されました。今後においても、国に対して、引き続き地域の課題を検証し、産地の実情を踏まえた必要な対策を講じるとともに、迅速な情報の提供や丁寧な説明を行うことなどを強く要請してまいります。

次に、肥料、燃油等の生産資材の価格高騰に対する対応についてです。

新型コロナウイルスの影響やウクライナ情勢に端を発した国際情勢の変化、世界的な穀物需要などの不安定化により、燃料、飼料、肥料の価格が高騰し、耕種、酪農・畜産、全ての農業経営に影響が及び、様々な課題を抱えている状況だと認識をしています。

このような影響に対処するため、本市においては、光熱動力、肥料、飼料の一部支援により、農林業経営の安定化を図るため、農業物価高騰対策を実施し、国は肥料価格高騰対策を、北海道では化学肥料購入支援金給付事業が実施をされたところです。

今後においても国や道において肥料高騰対策を実施する予定となっておりますが、議員御指摘のとおり、土壌条件や作物によって施肥量が異なる状況もあることから、市長会をはじめ関係機関と連携を図り、引き続き様々な機会において効果的な助成体系となるよう、国や道に求めてまいります。

また、原油価格高騰は、農業者のみならず、各事業者や市民生活においても大きな影響を及ぼしています。このことから、市長会や上川地方総合開発期成会等を通じて、市民生活や各事業者への支援策の充実について国等に要請活動を行ってきたところです。

今後におきましても、国の動向や市内の状況をしっかりと注視するとともに、引き続き国に

対し安全・安心な市民生活と地域経済回復に向けた支援等を要請してまいります。

次に、酪農・畜産における飼料の価格高騰への対応についてです。

飼料価格については、新型コロナウイルスや世界的な穀物需要の増加、円安など国際情勢の影響により価格の高騰が長期化しており、酪農・畜産経営に影響を与えている状況です。

このような影響に対処するため、国や道において飼料価格の高騰対策が実施をされており、本市においても新型コロナウイルス感染症対策の重点交付金を活用した飼料価格高騰対策応援金事業によって、100万円を上限に飼料購入費の一部を応援金として支給し、酪農・畜産業の振興、安定化を図ってきたところです。

今後も、市長会をはじめ、JA北ひびき等の関係機関と連携を図り、引き続き様々な機会において継続性のある効果的な支援を国や道へ求めてまいります。

最後に、市営牧野大和牧場の水源地調査の現状と今後の見直しについてです。

令和4年度の予算措置の経過については、大和牧場の一部水源地が枯渇傾向にあり、日常の飼養業務に支障を生じていたことから、水源枯渇箇所調査と漏水箇所特定調査を当初予算で措置をしたところです。

調査結果については、漏水箇所特定調査では、3か所の漏水箇所を確認し修繕を行いました。水源枯渇箇所調査については、調査する水の系統に漏水箇所が確認され、修繕を優先したことにより調査期間の確保ができなくなり延期することとし、5年度に改めて水源地調査として予算を措置したところです。

水源地調査の現状と今後の見直しにつきましては、昨日の真保議員への答弁のとおりであります。牧場の安定運営に資するため、指定管理者と協議の上、市として最大限速やかに水の確保に努めてまいるとともに、ただいま大西議員から課題として挙げられました指定管理制度を考えたときに、設置者である土別市がしっかりと責任を持って水の確保、あるいは草地の更新、有刺鉄線の修繕、営繕等を取り組むべきではないかという御質問がありました。

これにつきましてもJA北ひびきから今回の要望事項に挙がっておりまして、現段階での回答としては先日の要望書には回答を挙げておりませんが、これも現在協議を進めておりまして、大西議員おっしゃるとおり、設置者は土別市でありますので、まずは水の確保について、昨日の答弁でも申し上げましたが、仮に現在ある水道施設、給水施設の稼働が無理であれば、配給についても市のほうでしっかりと責任を持って取り組めるよう協議を進めているところでございます。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 市が直接水の確保について対応すると受け取りました。それは指定管理者と十分協議をして、その方向で進めていただきたいと。

水の確保は当然急ぐわけですけれども、お聞きすると、有刺鉄線についても、これは相当急ぐのではないかと。劣化して、例えば牛が場外のイタドリ等々、水分を求めていくのではない

かという言い方をしていましたけれども、牛が有刺鉄線にちょっと触ると切れてしまうということで、最近牧場で牛の行方不明事件が増加傾向にあるということですから、畜主から大事な家畜を預かっているわけですから、安全管理を徹底するということで、指定管理者と設置者と協議しながら、早急な対応をお願いしたいと思います。この点について確認をさせてください。

○副議長（村上緑一君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） お答えいたします。

有刺鉄線に関しましては、実は春先入牧開始する前に、なかなかやはり一遍にやらなきゃならないということで、指定管理団体のほうでも人手が回らないということがございました。そういったことで、春先にまず有刺鉄線の修理といいますか、更新等に関しましては、現在指定管理者から、別な団体、会社でありますけれども、そこへ再委託をして行っているという現状もございます。

しかしながら、今御質問にもございましたが、春先に限らず、そのほかにもということのようでございます。私どももその辺りに関しては指定管理者と十分協議をする中で、人手の確保を、今言いましたように再委託ということも含めてこれは今実施をしておりますし、それについてはより充実したものとして牧場の整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解を願います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） 次に、市民の安全と農業被害を防ぐ、ヒグマ対策の実施効果をより高めるために必要な取組についてであります。

ヒグマは国内では北海道のみに生息する日本最大の陸生哺乳類で、北海道の豊かな自然を代表する野生生物、いわゆる象徴種として古くから人や家畜、農作物に被害を与える存在となっており、近隣のまちでも痛ましい事故が起きたことは記憶に新しい事案となっております。

また、標茶町と厚岸町で2019年から牛66頭余りを次々と襲ってきた、最も凶悪なヒグマとされていたOSO18が7月30日に駆除されていたと報じられておりました。

道では、人とヒグマとのあつれきを低減するために、ヒグマとの緊張感のある共存関係の構築を目指し、科学的かつ計画的な保護管理により、ヒグマによる人身被害の防止、人里への出没の抑制策及び農業被害の軽減等を目的に、計画期間を令和4年4月から令和9年3月までとした第2期の北海道ヒグマ管理計画を策定しております。

さらに、上川総合振興局は、上位計画である北海道ヒグマ管理計画の地域ごとの計画として、上川北部、中部、南部の3地域に分けた上川地域ヒグマ対策実施計画、いわゆるアクションプランを策定していますが、上川地域の特性に合わせた振興局の役割や自治体の垣根を超える対策が具体的に示されていないことなどが課題となっており、計画内容の補強を求める意見もあるようであります。

一方、野生鳥獣などの研究者らで組織するヒグマの会は、本年7月にヒグマへの対応や共存

に向けた今後10年ですべきこと、対応の方向性を求めたヒグマと向き合うランドデザインを
発表し、その詳細版を道に提出をしております。

対策の目標は、道民がヒグマの正しい知識を持つこと、人身事故を可能な限り減らすこと、
農林業被害を最小限に抑えること、人里出現を抑止すること、ヒグマ個体群を健全に維持する
ことの5項目が示されております。

対策を進める上で取り組む主な内容として、近年、人口減少に伴う人の生活圏とヒグマの生
息域との境界線がなくなりつつあることから、それぞれを分けるゾーニングの重要性と全振興
局に野生動物管理の専門担当職員の配置を進め、専門対策員と狩猟者から成る補助対策員の配
置など、体制づくりが急務であり、道民一人一人にヒグマに関する正しい知識を持ってもらう
ためにも学校や社会教育での周知やメディアとの連携も重要としております。

本市においても、農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置法に関する法律に基づい
て、対策期間を2022年から2024年度とした士別市鳥獣被害防止計画、第5次になるようすけ
れども、策定を行っております。被害防止の基本方針、捕獲等に関する事項、住民の生命、身
体または財産に被害が生じるまたはおそれのある場合の対処に関する事項と被害防止施策の実
施体制などについて示されております。

具体的な取組として、ヒグマに対する危険回避には的確な情報による注意喚起が必要である
ことから、個体の目撃や足跡確認の情報を本市ではホームページなどでの周知と併せて、情報
に基づき、クマ出没注意の看板をその都度立てております。そこで、より確実な情報のため
にも、看板に目撃の日時を含めた詳細な状況を記載することも検討すべきではないでしょうか。

また、近隣の自治体との連携の状況と現在本市が行っている駆除や出没抑制対策の現在の具
体的な取組実態を伺いたいと思います。

次に、ヒグマに遭遇してしまった場合の対処法として、一般的には、突発的に走って逃げた
り大声でわめいたりしないこと、また、静かに落ち着いて、体を大きく見せるために両手を上
に挙げて、大きく振りながらゆっくり後ずさりをして離れることなどとされています。これは
実際はどの程度有効なのか。クマに直接聞ければいいんですけれども、状況に応じた正しい対
処法、これは大事なことでありますから、整理をして市民と共有するためにも広報などで改め
て周知すべきだと思いますが、この点についても見解を伺います。

最後に、ヒグマ対策は市民の生命、財産に関わる極めて重要な問題であり、全市民が問題意
識を共有しながら対応しなければなりません。そこで、市民ができる必要な役割としてどのよ
うなことが考えられるのか、この点について伺って、この質問を終わります。 （降壇）

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、ヒグマへの注意を促すための出没情報等の徹底についてです。

市民などからヒグマの個体や足跡、ふんなどの目撃情報があった場合は、本市や警察署に通
報があり、その後、市と警察署で情報の共有を図り、猟友会士別支部への巡回パトロールの依

頼、子供の安全確保対策のため、市の関係部署や学校などへの連絡、出没地に注意喚起の看板の設置、近隣住民や必要に応じて自治会への注意喚起を行い、ホームページ、フェイスブック、しべつ暮らしナビでの出没情報の周知を行っています。

そこで、より確実な情報提供のためにも、看板に目撃日時を含めた詳細な状況を記載することについてです。

本市のクマ出没注意の看板は、現在クマの絵の下にクマ出没注意と記載したのみとなっており、目撃日時や詳細な状況は記載されておりません。今後においては、目撃した日時や個体、足跡、ふんなどの詳細な情報を記載した看板の設置に向けて、他自治体の看板も参考にしながら早急に検討を進めてまいります。

次に、近隣の自治体との連携の状況と現在本市が行っている駆除や出没抑制対策などの具体的な取組実態についてです。

近隣自治体との境界付近で目撃情報があった際には自治体間で情報の共有を行い、看板の設置、猟友会への巡回パトロール依頼、近隣住民への注意喚起を行っています。

また、近隣自治体では、ヒグマ出没情報管理システムひぐまっぷを活用し、ヒグマ出没情報の共有を図っていることから、さらなる連携と情報の共有を図るため、来年度からの利用開始に向け、検討を進めています。

市が行っている駆除については、猟友会に依頼し、猟銃による駆除及び箱わなによる捕獲を実施しており、出没抑制対策については、畑などへの電気牧柵の設置により、出没抑制を図っています。

次に、ヒグマに遭遇してしまった場合の対処法についてです。

議員お話しのとおり、ヒグマに遭遇してしまった場合の対処法は諸説ありますが、実際に遭遇してしまった場合にどの程度有効なのかは定かではありません。ヒグマ出没の注意喚起の広報については、本年の5月と9月の広報紙のお知らせのページに掲載していますが、より効果的な広報の在り方、これについては模索をしてまいります。

次に、ヒグマ対策として市民ができる必要な役割についてです。

山菜取りで野山に入るときや野山付近での農作業においては、出没情報を確認する。1人で山や川に入らず、音を出しながら歩く、薄暗いときには行動しない、家庭でのゴミ排出のルールを遵守する、食べ物やごみは必ず持ち帰る、ふんや足跡を発見したら引き返し通報するなどの注意事項を守ることが市民の役割として期待できるものと考えているところです。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） ただいま答弁いただきましたように、もしヒグマに遭遇してしまったとき、これは諸説あると言いますけれども、それぞれ見てみても、果たして冷静にヒグマと対応できるか。大声を出すとかかわめくとか、これはついわめいてしまう、大声を出してしまう、全速力で逃げてしまうというのが常だと思えます。ですから、専門家はいろいろと研究してい

ますから、この辺を詳細に調べて都度情報を市民に流していただきたいというのが1点です。

それから、注意喚起の看板については、要するにその看板を市民が見て、クマという認識をするという目的があるんだと思います。そういう意味では、情報を書くことによって、車であれば止めてみる、歩いていけば立ち止まってみる、だからそういうことでクマの認識をするという意味で注意喚起を促すという看板だと思います。

看板もいろんな市町村のことを調べてもらった方がいいのではないかと思います。実は知人で看板それぞれ調べてもらった経過があるんですけども、中にはクマに対して、人間に注意しなさいという看板もあります。これはびっくりして何かと思って一瞬見ます。やはりクマを認識するという事ですから、そういう意味の情報提供ということの認識でしてほしいということで、これについてはお願いでありますから、答弁は要りません。

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君）（登壇） それでは、最後ですけれども、本市の教育委員会の組織体制についてであります。

7月21日に議長から会派代表者会議が招集されました。そこで、本年10月28日で任期満了となる中峰前教育長が本人からの申出により7月末で退任をし、後任が決まるまでは職務代理者の今おられる馬場千晶教育委員と三上生涯学習部長が教育行政を進めると報告を受けました。率直に、突然のことで驚いた記憶がございます。

前教育長在任中、学校教育をはじめ、社会教育やスポーツ振興、あるいは合宿の受入れなど、教育委員会が所管する事項に前向きに取り組み、一定の成果を上げられたのではないかと考えています。その尽力に改めて敬意を表する次第です。

今回のことに至った詳しい経緯は承知しておりませんが、市民の間では様々な憶測が流れている一方、教育行政に対する心配の声もあることから、今後の対応が極めて重要だと思っています。

一般論として、企業、団体における人事は様々な要素を考え、特に企業であれば経営戦略のための手段として捉えること、対象となる個人の人格や尊厳に配慮することなどを基本に、慎重かつ丁寧に行うことが必要とされております。このことは言うまでもありません。

今回の件を私なりに勝手に考えてみました。前教育長が市長から本年10月28日を迎える任期満了後の考え方を伝えられたときに、前教育長のことですけれども、自身の教育長としての資質や能力を否定されたと受け止めて、そうであれば速やかに職を辞することが適切と判断した結果でないだろうかと思いました。

そこで、今後の対応として、教育長の不在期間、次年度に向けての予算編成や教育行政の基本方針及び教職員人事をどのように進めるのか、特に学校管理職については従来から教育長が中心になって進めていると伺っておりますが、この点について改めて考え方をお聞かせいただきたいと思っています。

また、教育長の不在期間が長期にわたるのは大きな問題であることから、本市の教育行政に

できるだけ支障が生じないためにも後任の選任が急がれます。そこで、新たな教育長の選任について、いつ議会で提案をする予定なのか。また、議決の同意が前提ですが、いつ後任の教育長が就任する予定なのか、現時点の考え方を伺って、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

現在教育長が不在となっており、市民をはじめ学校関係者、職員等の不安をできるだけ早期に解消し、安定した教育行政を運営することが私の最大の責務であると認識をしているところです。

このたびの教育長不在により、御心配をおかけしている議員の皆様をはじめ、学校関係者、職員、そして何より市民の皆様におわびを申し上げます。

まず初めに、教育長不在期間の次年度に向けての対応についてです。

新年度予算編成作業については、例年11月の予算編成方針説明会から始まり、政策予算は各部で十分に精査をした後、財政課査定や理事者ヒアリングを経て予算案として取りまとめていますが、教育予算は各部での精査の段階で教育長がヒアリングや査定を行っています。

また、教育行政執行方針については教育長が取りまとめを行い、そして最終的に私が決定をしているところです。

学校教職員人事に関しては、管理職である校長及び教頭については教育長が上川教育局長と調整し、このほかの一般教員等は生涯学習部長が上川教育局担当職と調整をしています。

現在教育長の業務については、馬場教育長職務代理者と三上生涯学習部長が担っていますが、このようにいずれも教育長の関わりは大きく、重要な判断や知見を求められることから、まずは前教育長の任期以降、空白期間が生じないよう後任を配置することが最優先課題と考えています。

新たな教育長の任命につきましては、現在関係機関などと協議を進めているところであります。時期につきましては、現段階では明確に申し上げることはできませんが、最大限早期に任命できるよう最善を尽くし、教育行政が停滞することのないよう鋭意努力をしております。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 今までの本市の教育長職の経過を相当昔のことはあまり承知していませんが、長い期間、市の内部起用として市の職員が教育長に就任をしたというケースが、何年ぐらいでしょうか、40年、そんなにたたないか、相当な期間あったのではないかと思います。

それで、その結果、教育行政に滞ったり問題が生じたということは一度も聞いたことがございません。そこで、現在本市の職員は有能な人材が多くおられます。市長として内部登用は考えられないのかどうか、この点についてお伺いをしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 大西議員の再質問にお答え申し上げます。

これまでの士別市の教育長の任命につきましての経過を見たところ、市の職員からの登用ということで、これまで大きな問題なかったのではないかということについて、今後の登用についての考え方の御質問でありました。

先ほど答弁で申し上げましたとおり、中峰前教育長が7月いっぱいまで辞めたということで、非常にそれは私の力不足も感じている一方、当時、来年度、教育行政執行から8か月ありましたから、これは大きな期間だなということで、いろいろ私も頭を正直悩ませたのが現状であります。

その中で、次の新教育長人事に当たりましては、一部報道では外部からのという報道が出ていたところではありますが、私の現段階の考えも当時もそうではありますが、あくまでも考え方の一つとして外部も選択肢の一つであり得るという考えでありますし、市の職員から登用すること自体が何か問題あると、そういったことでもございません。ただ、私の思いとしては、教育というものは今後の士別市をどうしていくか左右する大変重要な部分だと思っています、教育につきまして。そういった意味では最大限、これまで以上によいものを目指すということが必要だと思っています。

そういった意味では、ただいま御提言ありました市の登用も含めて、排除するというのではなくて、最大限これからの教育に対して一番最善のものを選ぶ、これが私の責務だと思っておりますし、答弁のとおり、早い段階での登用をすることが重要であると思う一方、今後の新教育長の任期中に最大限教育を新たに前に進めてもらえるような人材を確保することも重要だと思っておりますので、答弁のとおり、現段階では内部登用なのか外部なのか、あるいは時期についても明確には申し上げられませんが、私の思いとして御理解をいただければと思います。以上です。

○副議長（村上緑一君） 大西議員。

○12番（大西 陽君） 現時点ではまだ進んでいないという理解でよろしいですね。

いずれにしても、教育長が長期間不在だというのは異常な事態でありますので、一刻も早くこの状況を解消しなければならないと思います。そういう意味で今市長の考え方をお聞きしましたので、市長として早急に全力でこの問題に取り組んでいただきたいということで申し上げて、このことに触れる、一旦この質問を終わらせていただき、引き続きまた機会があればお聞きしたいと思います。よろしく願いいたします。

○副議長（村上緑一君） 2番 石川陽介議員。

○2番（石川陽介君）（登壇） 通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

昨今の気温や湿度が激しくなっている中、高齢者をはじめ、子供たちなど体温調節が難しい方、つらいことを表現できない方が様々いらっしゃると思います。今回はその中でも、幼児をはじめとする子供たちが安全で安心して育まれる環境づくりに関する質問を3点お伺いいたします。

1つ目に、市内における過去5年間と1979年からの5年間及び1999年から5年間の熱中症と

見られる搬送者数、2つ目に、幼児、児童及び学校施設の空調設備の充足度と安全・安心に育まれるための空調設備の充実化について、3つ目に、猛暑時のソフト面の対応についてをお聞きいたします。

さて近年、年ごとに夏の気温と湿度が上がってきているように感じます。気温は30度を超え、命を脅かすような暑さも多くなっているように感じます。中には、もちろん比較的涼しい年があれば、今年のような猛暑が長く続く年もあるかと思えます。猛暑の際には熱中症患者数が増え、多くの命が危険にさらされることもあります。

北海道は今年の8月21日から27日間で全国最多の熱中症の搬送があったそうです。その数は935名とのこと。このグラフは、気象庁における旭川、上川地方の日最高気温の月平均値における7、8月の平均値を1969年から5年ごとに表示しております。年ごとにばらつきはあるものの、少しずつ右肩上がりになっているように見ることができます。

1979年からの5年間の平均値では25.61度、1999年からの5年間の平均値では25.94度、2019年からの5年間の平均値では28.04度となり、ここ5年間の平均値の上昇が高い傾向にあります。

1つ目に、士別市における同年代の熱中症と見られる搬送者数をお知らせください。

2つ目に、年ごとに気温や湿度のばらつきはあるものの、気温が上昇傾向にある中、今後も今年のような命に関わる猛暑となった際の対応として、空調設備の充実は必須かと考えますが、お考えをお聞かせください。

また、幼児、児童、学校施設に係る現況の空調設備は事足りているのか、数量と現状をお聞かせください。

最後に、ソフト面についてお尋ねいたします。

環境省では暑さ指数を用いた日常生活に関する指針や運動に関する指針などが提言されています。暑さ指数は熱中症を予防することを目的として、1954年にアメリカで提案された指標です。単位は気温と同じ摂氏度で示されますが、その値は気温とは異なります。暑さ指数は、人体と外気との熱のやり取りに着目した指標で、人体の熱収支に与える影響の大きい湿度、日射、輻射など周辺の熱環境、そして気温の3つを取り入れた指標です。暑さ指数が28を超えると熱中症患者が著しく増加する傾向があります。

日常生活に関する指針と運動に関する指針が設けられており、いずれも暑さ指数が28を超えると、より注意深く警戒する必要があるとされています。札幌や苫小牧では、これらの指数を基本に、ホームページなども使い熱中症予防の喚起を行っておりますし、札幌では、国からのお知らせということで、こども家庭庁成育局安全対策課をはじめとする各課からの事務連絡である熱中症事故の防止について留意点を共有されています。

また、小学校では臨時休校や短縮授業を行った自治体もございます。自宅や児童施設に冷房設備が備わっていたり、調子が悪いときに自分で助けを求められるお子さんや保護者がいる状況であればこのような対策もあるかと思えます。既に士別市内においても様々な対策がされて

いるかと存じますが、過去にどのような対応をされてきたか、また、今年のように猛暑時はどのような対策、対応をされたのか、来年以降も今年のような命に関わる猛暑が到来する可能性がある中で、猛暑時の注意喚起を含めた情報の周知をはじめ、今後どのような対策、対応をすることができるのか、お考えをお聞かせください。何よりもまず命の安全があって安心した育みができるかと思っておりますので、よろしくお願いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 石川議員の御質問にお答えします。

初めに、熱中症を要因とする救急搬送数についてです。

熱中症救急搬送件数の統計は平成22年からとなっていますので、その年以降の状況をお答えします。士別消防署管内の熱中症による搬送件数は、22年から28年までは年間2件から10件で推移し、29年は17件、30年は9件、令和元年は16件、2年は12件、3年は22件、4年は10件、そして本年は9月1日現在で35件となっていることから、件数は増加傾向にあります。

次に、空調設備充実の考えについてです。

近年は北海道でも本州並みの最高気温に達することに加え、夜間も気温や湿度が下がらないこともあるため、道内の住宅でもエアコンの設置が増えており、体調維持など様々な場面で必要になっていると考えています。

次に、幼児、児童、学校施設の空調設備の設置状況についてです。

あいの実と北星保育園、あさひ認定こども園では各保育室に1台、計16台のエアコンを設置しているほか、あけぼの子どもセンターには学童室と音楽室に各1台、ほくと子どもセンターでは遊戯室に1台、放課後等デイサービスセンターではホールとプレイルームに各1台を設置しています。

このほか、気化式冷風機や扇風機の複数設置により、空気を循環させることで室内気温の上昇抑制に努めているところではありますが、今年のような高温には十分とも言えない状況にあります。

市内小・中学校においては、各小学校の保健室と糸魚小学校の音楽室、上士別中学校の保健室、パソコン室、音楽室にエアコンを設置しています。普通教室や特別支援教室には空調設備を設置していませんが、各学校では移動式のスポットエアコンや扇風機などを活用しています。

次に、猛暑の対応についてです。

これまで保育園や子どもセンターでは、子供たちに対して小まめな水分補給を呼びかけるほか、気象予報や熱中症警戒アラート等を参考に、保育士や児童指導員の指示の下、保育室等での運動や屋外活動を控えるなどの対策を取っていました。

保育園では体調を崩す幼児はいなかった一方で、子どもセンターでは学校からセンターまでの間に外気の高温や強い日差しなどの要因もあり、センター利用時数名に発熱や吐き気などの症状が見られました。そうした体調不良が見られた際には、保護者へお迎えをお願いしているところであり、今年は全ての子供がその後に体調が回復したと伺っています。

なお、保護者と未就学児が一緒に通園するのぞみ園ではプレイルームにエアコンの設置がないことから、保護者との相談により一時的に文化センターを活用して対応したところです。

学校においては熱中症警戒アラートのほか、一部の学校では熱中症指数計を活用し、状況を定期的に確認しながら、体育や屋外活動、中学校の部活動の実施について判断しているほか、児童・生徒に水分補給を促すなどして熱中症の予防に努めています。

そのような中、8月23日には朝日中学校の生徒と糸魚小学校の3年生以上の児童が下校時間を1時間繰り上げる対応を取っています。

次に、今後の対応についてです。

今後については、環境省などの情報を注視した対策の継続が基本となりますが、子どもセンターでは冷気が行き渡らず、30度を超える場所や時間もあったことから、施設内の温度を下げる対策と体調を崩した際に一時的に休める場所の確保を検討してまいります。

学校においては、普通教室などにも空調設備を設置することが熱中症対策には効果的と考えています。設置には電力量の問題や設置経費のほか、ランニングコストなど多額の経費が必要とはなりますが、子供たちの健康を守るため、教室内の環境改善に向けて検討を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 4番 中山義隆議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 第3回定例会に当たり、一般質問を行いたいと思います。

まず最初に、農林水産省地球温暖化対策についてを議題にいたします。

近年異常気象の原因の一つでもある大雨、線状降水帯の発生、海水温の上昇により勢力の強い台風、または先月上旬にも大雨による災害が本市温根別地区や多寄地区、さらに中士別地区、朝日地区でも発生しており、農作物にも被害が発生いたしました。これも地球温暖化の影響がかなり問題とされているところだと思います。

国では、平成28年5月に温室効果ガス、GHGの排出抑制及び緩和策の目標等を内容とする地球温暖化対策計画が閣議決定されたことなどを踏まえ、農林水産分野における緩和策、総合的かつ計画的に推進するため、農林水産省地球温暖化対策計画を28年度内に策定し、また、昨年度の計画段階では、農林水産省では平成27年8月に農林水産省気候変動適応計画を策定し、計画と併せて政府全体でも27年11月に気候変動の影響への適応計画を閣議決定しております。

地球温暖化対策計画と一体に推進しているとなっておりますGHGの排出量及び吸収の現状では、CO₂の排出が大半を占める我が国では、農林水産分野での排出割合は小さいが、CH₄、メタン、H₂O、亜酸化窒素ではその割合は大きくなる。また、吸収源の大半は森林及び農地とされています。

本市は令和4年度市政執行方針で、国は2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすると、脱炭素化社会、カーボンニュートラル実現を目指す、その表明を行いました。道においても北海道地域温暖化対策推進計画で脱炭素社会の取組を、ゼロカーボン北海道の実現を

目指しています。

士別市は、ここに2050年ゼロカーボンシティを表明し、天塩の流れとともに人と大地が躍動する健やかなまちを未来に引き継ぐことができるよう取組を進め、2050年脱炭素化社会を目指しますと掲げ、具体的な取組には、環境基本条例の基本理念の下、環境基本計画の基本方針を踏まえ、新年度、令和4年度から策定を進め、地球温暖化対策市民実行計画で示すこととされ、引き続き庁内のワーキンググループにおいても調査し、計画の策定作業を進めますと書かれています。

その後、1年半の経過でワーキンググループの内容及びワーキンググループとはどのように進められたのか、また、計画の策定作業はどこまで進められたのか、具体的な内容の説明と作業の進捗状況をお聞きいたします。また、今後の進め方やスケジュール等の具体的な説明も併せてお伺いいたします。

そこで、今話題とされている水田地帯のCO₂排出削減で注目されているJ-クレジット制度の推進ですが、J-クレジット制度は、温室効果ガスの排出削減量を国がクレジットとして認証する制度、農業者は企業等にクレジットを販売し収入を得る制度です。水田に水を張った状態で活発に働くメタン生成菌が土壌中の有機物を原料に土壌中の微生物が温室効果ガスのメタンを発生させます。日本全体で発生する量はメタンの4割にもなり、そこで水田の中干し期間を従来よりも1週間延長することでメタンの発生量を3割削減できるとされた調査結果が出ています。

この制度については、以前私が一般質問においても質問しました水田地帯の基本でもあることが組み込まれ、事前準備として、3つの記録が必要とされています。中干し実施日数、直近2年分の記録、稲わら持ち出し量、直近の稲作分、堆肥の施用量、直近の稲作以降ということで、取組実施については中干し期間を2年間の平均実施日数よりも1週間長く中干し期間を延長する実施、取り組んだ圃場は、記録の内容として、中干し実施日数、開始、終了日も含め出穂日及び稲わら持ち出し量、堆肥の施用量、プログラム型と支援策については農協や自治体を取りまとめ、取組を登録するプログラム型であるので、ぜひともこの関係機関も含めて自治体に取り組んでいただきたいものです。

農家個々の収入については、水田の所在地域、排水性、施用有機物により異なることもありますが、また、クレジット単位は購入者と相対取引で決まるとされています。また、モデルケースとして排水性が十分よい水田で、前年作の稲わらをすき込んでいる場合でも、地域により反当たり1,000円から3,600円の収入を想定しているそうです。まだ北海道では反当たり2,000円程度が見込まれているとされています。本市の農業維持のため、持続可能なIT農業を目指し、目標に沿った事業の導入が必要と考えます。

また、本市は近郊の地域よりもいち早く大型水田大区画を手がけており、用水、排水の整備も進められており、中干し期間の延長は実施可能な取組と考えますが、いかがでしょうか。技術的な推進を行える自治体の考え方を、具体的な回答をお伺いいたします。

既に都府県は行動調査を行い、自治体を中心となり、関係機関と連携しているようです。2年間の調査資料が必要のため、行動を起こすことが必要と考えますが、いかがでしょうか。丁寧な説明と、本市のお考えをお伺いいたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 法邑副市長。

○副市長（法邑和浩君）（登壇） 中山議員の御質問にお答えします。

初めに、地球温暖化対策市民実行計画の策定についてです。

庁内ワーキンググループでは、北海道の地域脱炭素合意形成支援事業を活用し、道のゼロカーボン化の助言を受けつつ、計画の策定作業を進めました。

昨年12月末に計画案がまとまったことから、1月10日に成長戦略推進会議での協議を経て、士別市環境審議会及び議会への説明を終えた後、パブリックコメントを募集しましたが意見がなかったため、原案どおり決定し、3月から施行しているところです。

今後の進め方についてですが、まずは計画に基づき、市民一人一人の省エネ活動を着実に進めていくため、広報や講演会などを通じて行動変容を促していくとともに、さきの第2回定例会において西川議員にお答えしたとおり、本市での再生可能エネルギーの生産を検討している企業と連携を図りつつ、ゼロカーボンの実現に向け取組を進めてまいります。

次に、水稻栽培における中干し期間の延長の取組についてです。

Jークレジット制度は、省エネルギー設備の導入及び再生可能エネルギーの利用によるCO₂等の排出削減量や適切な森林管理によるCO₂等の吸収量をクレジットとして国が認証し、創出されたクレジットは、創出者には温暖化対策に積極的な団体としてのPR効果、購入者には環境貢献企業等としてのPR効果などに活用できる制度です。

本制度の方法論の中の一つに水稻栽培における中干し期間の延長があり、令和5年産から認証されたクレジットを販売することで収益を得られるようになりました。この方法論によるJークレジット制度の推進についてですが、2050年カーボンシティの取組として有意義な手法であるものの、取組の留意点としては、プロジェクト登録に当たって第三者機関による審査を受ける必要があり、その審査費用の補助を受けるには温室効果ガス排出量で年間100トンCO₂相当以上の削減プロジェクトであることが条件となります。この条件を満たす削減量となるよう、まとめて実施する必要があり、気象条件や鉄含有率等の土壌条件により差はありますが、排水性が十分よい水田で少なくとも28から100ヘクタールの水田を集約しての実施が想定されます。

他方、国立研究開発法人農業環境技術研究所がまとめた水田メタン発生抑制のための新たな水管理技術マニュアルでは、全国8県において中干し期間の延長の栽培試験を行った結果、増収した地域があるものの、平均では3%の減収となったことが示されています。さらには、必要以上な中干しは根を痛め、幼穂形成期以降の生育を阻害して収量の低下を招くおそれも指摘されています。また、北海道は本州と比べて冷害のリスクが懸念される地域であることから、中干しの実施を慎重に検討する必要があり、期間の延長が収量や品質低下の原因となることが

危惧されているところです。

こうしたことから、本市においては本制度を推進することは現時点では難しいと考えているところであり、本制度の実効性について関係機関や近隣市町村などからの情報収集に努めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） いろいろ調査、説明をするのに調べたことだったかなとは思いますが、先ほども言いましたように、この制度についてはやはり少しでも調査段階でもしていくか、また、農家個々に対しての聞き取り、アンケート調査などをしながら、興味のある方は進めていかなければ難しいものかなとは思いますが、その辺自治体のほうで進めていただきたいなと思います。

そのことについても再度お聞きしたいと思いますし、また以前、数年前になりますか、中山間事業についても、過去の経験からいいますと、国のほうからこういう制度、本市のほうからの勧めがあってやられたのですが、本市としてはやはり事務的に難しいという、段取りもできていなかったと聞いておりますけれども、それで5年サイクルだったのですが、初年度は4年ということで、1年間に2億数千万円のお金が自治体に下りることだったのですが、それもできなかったと。そういうことも踏まえながら、調査段階でも先に進めていかないと、乗る、乗らないはその後の話になるかとは思いますが、していただきたいと思います。

それと加えて、CCS事業というのも最近報道されているところでございます。それとCCUS、この事業については、企業がやはりこの2030年までに地球温暖化について、ゼロカーボンシティについてもっと詳しくやっていかなくちゃいけないということで挙げられていることです。

急に言って申し訳ないんですが、内容的にはCO₂を地球の800メートル下に入れるという、注入するという、端的に言うとそういうことなんですけれども、それぐらいの効果を持ちながら、今後やはり地球温暖化に対して企業も力を入れているということなんで、ぜひともそういった方面に考えていただくと、今後の地域、いち早くやっていただきたいなということだと思いますし、先ほど文書の中にも言いましたけれども、都府県という中で、応援メッセージも個人的にいただきながら、やはりこの注目されているんですということで福岡のほうから電話もいただきました。そんな関係上、本市の農業をやはり考えていくのであれば、この技術も可能だと私は思いますけれども、その辺もう一度再確認をしながら聞きたいと思います。よろしくお願いします。

○副議長（村上緑一君） 鴻野経済部長。

○経済部長（鴻野弘志君） 再質問にお答え申し上げます。

まず、本制度については先ほど答弁申し上げたとおりでございます。確かに地球温暖化防止対策ということで、農林水産省でもこの制度について広げていくという方針を持たれていると

いうことは我々も承知をしております。

しかしながら、これは全国一律という制度でもございます。そういった意味で、本地域においてはいかになものかということで少し我々も考えさせていただきました。具体的には北海道上川農業改良普及センター等からも技術的な見解を確認したところでありますが、既に慣行で中干しが実施されているということ、そこからさらに7日以上延長ということであれば、これは北海道、本市のような冷害のリスクが想定される地域においてはなじまないのではないかと見解もいただいております。

また、先に行われました本市の作況調査でございましたが、この中で私が伺ったところでありますが、本市の農業応援アドバイザーからも現時点でこの地域において中干し延長に対しては疑問視をするという旨を伺っているところでございます。

これらのことを踏まえて、先ほど答弁申し上げましたように、各情報収集をしながらその方向性について見極めをし、その上で議員から提案がございます個々の農家への意識調査といえますか、そういったことにつなげていければよいのかなと現段階では考えているところです。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 拓大の田中学長のお話、この場で説明を受けた段階の中で、中干し期間については興味があると僕は聞いておりますけれども、部長のほうはそういうような取り方を取ったのかもしれませんが、今後また大学等の先生方とも協議をしながら、どういうのがあうのかということをもた勉強していきたいと思っております。

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○4番（中山義隆君）（登壇） 2番目に除雪対策事業について、地球温暖化に伴い、近年、降雪量は年々多くなっているように思います。そんな中、各事業所の協力で近郊にないぐらいのまのきれいな状況は除雪作業だと言われております。

そこで、除雪対策事業費についてですが、豪雪地帯ですので、地球温暖化も重なり、降雪量は年々増えているようにも思えます。前回補正予算額についてでも説明がありましたが、過去4年間では、令和2年度では除雪費として4億5,453万7,000円、3年度では4億5,202万8,000円、4年度では4億7,222万4,000円、本年、5年度では4億8,634万8,000円とされています。

その中で朝日地区に対しては令和2年度では6,411万7,000円、3年度では6,657万2,000円、4年度では7,176万7,000円、本年度、5年度では7,491万円とされております。年々増加している背景には近年の人件費や燃料、さらに部品などの高騰によるものだとも思いますが、詳細な内訳をお伺いいたします。

また、排雪、堆積の管理についてですが、豪雪地帯ということもあって、除雪作業も丁寧に行われている中、排雪の堆積もかなりの量が堆積されていますが、雪解けについて、その後の管理が手薄になっていて、周囲の農家が5月中旬でも雪が残っている状態で作付周囲の気温が低く、発芽に遅れが出てしまうということをお聞きしました。管理費の予算の組み込みを必要

とも考えますが、お考えをお聞きいたします。

また、堆積場所の管理人及び作業人のことですが、近年、市職員で対応しているということをお聞きしましたが、いつ頃からなのでしょう。また、民間委託をしなくなったのはなぜなのでしょう、お伺いいたします。また、民間委託と職員作業との経費の差についての詳しい説明をお伺いいたします。

また、近年では、本市の人口減少に伴い、各除雪路線の見直しが必要と思いますが、いかがでしょうか。僻地地域では住宅がないところも、通り抜けのできないところも除雪作業はされているように思いますが、いかがでしょうか。

最後になりますが、地元民間業者については夏場の仕事発注件数も少なく、冬場の除雪委託業務もなく、厳しい経営状況の中、地元業者への仕事に対してのお考えをお聞きして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 藪中建設環境部長。

○建設環境部長（藪中晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えいたします。

初めに、除排雪費増加の内訳についてです。

士別地区、朝日地区ともに、過去4年間において除排雪業務の作業内容に大きな変更はなかったことから、令和5年度士別地区の事業費の内訳で申し上げますと、全体の約53%を人件費及び約15%を燃料費が占めており、これらの単価上昇が除排雪費増加の主な要因であり、議員お話しのとおり、物価高騰に連動したものとなっております。

次に、排雪堆積場所の管理についてです。

市内には6か所の排雪堆積場所があり、朝日地区の堆積場が農地に隣接しており、自然融雪でもあることから、雪が全てなくなるのは例年5月頃となっております。このたび農地への影響が懸念されるとの御指摘もあり、代替地について検討いたしました。対応が困難であり、今後、周辺の農業者にお話を伺い、現状を十分把握し、敷地内における堆積方法の変更や早期の融雪が進むように筋切作業を行うなど、できる限り対策を講じてまいります。

次に、排雪堆積場所の民間委託についてです。

先ほど申し上げましたとおり、排雪堆積場所は全部で6か所あり、うち5か所は民間委託により管理を行っております。現在直営で管理している排雪堆積場所は、令和2年度に北海道所有地から防災ステーション隣接の士別市所有地へ移設した場所です。

移設の際、財政健全化のスタート時期でもありましたことから、施設維持センター内の業務全般の見直しと当該堆積場所の管理方法を併せて再検討した結果、現有職員での管理が可能であったことから直営で管理することとし、以前より委託費として計上していた約850万円が削減となったところであります。

次に、除雪路線の見直しについてです。

降雪期を迎える前に、除雪路線においては住宅の張りつきや居住の有無などの確認を行い、不必要な路線がないように設定しているところであります。また、場所によっては除雪車の作

業工程上、人家のない路線、または通り抜けのできない路線などを走行する場合があります。これらについては請負業者とも十分協議を行い、より安全な冬期間の交通網の維持に今後とも努めてまいります。

最後に、地元業者への対応についてです。

除排雪業務に関しては、毎年地元業者で構成されている、士別地区については士別環境整備事業協同組合と、朝日地区については朝日地区環境維持協同組合にそれぞれ随意契約により業務発注を行っており、今後とも地元業者を優先した発注形態を維持していく考えであります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 中山議員。

○4番（中山義隆君） 本市のほうでやるということで、民間委託よりも850万円削減できたということを理解しました。しかし、今後とも地元業者を中心としながら、部長のほうからも言われましたけれども、なるべく利用するよう、よろしく願いして、全体の質問を終わりたいと思います。

○副議長（村上緑一君） まだ一般質問が続いておりますが、ここで昼食を含め、午後1時30分まで休憩いたします。

（午前11時53分休憩）

（午後1時30分再開）

○副議長（村上緑一君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続行いたします。

7番 西川 剛議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 第3回定例会に当たり、通告に従い、一問一答方式で一般質問を行います。

1つ目に、教育委員会の組織体制について質問します。

この質問、本日午前中の大西議員の質問に対し、市長から、現状市民や関係者等に不安を生じさせていることに対するおわびが表明をされておりますし、また、今後の対応について、新任となる教育長、10月29日から空白を生じさせない、また、市役所内外を問わずよい方を選任していくという考え方が示されているところであります。

その他やり取りでは組織人事についての部分も触れられておりましたが、私からは教育委員会行政組織の課題として、法律や条例等ルールという点で質問をさせていただきます。

前中峰教育長が10月28日までの任期の途中である7月末に退任をされました。前教育長の退任から1か月以上が経過をしております。教育長が欠けたことへの対応として、その役割や業務については、現在、馬場教育長職務代理者と事務局の部長が担っておられる。前教育長の職務を兼任しながら、教育行政の推進に御尽力いただいておりますことを教育長職務代理者、ま

た事務局の部長をはじめ、事務局職員の皆様の御努力にねぎらいを申し上げたいと思います。

その上で、今般の職務代理人、また事務局に対する事務委任、この手続がどういった手続でされているのかをまずお知らせください。

この間、全国高等学校総合体育大会ウエイトリフティングなどイベントについては地域としてしっかりと開催し、開催地としての責任を果たされているところでございます。

その他の事務執行に関しては、そもそも論でありますけれども、常勤であります教育長の業務を代理するためには非常勤の職務代理人、また、本来業務として既に役割を持っている生涯学習部長に多くの負担がかかっているのではないかと。その一方で、特別職としての職責は担えない状況でありますから、教育行政の重要事項の決定等事務執行に大きな弊害が生じているのではないかとおもうのですが、この点、先ほども教育長の職務について答弁で触れられておりましたが、現状どうなっているのでしょうか、改めて教えてください。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法律とのそごがないのかという点についてお聞きいたします。

教育長の様々な定めを持っておりますこの法律の規定においては、任命にあつては議会の同意、任期は3年、職務及び服務では教育委員会の会務を総理すること、教育長は常勤とし、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用いるなどとされております。これら法律の規定は、当然ながら任命を前提としているルールでございます。今般の本市の現状、この法律に照らし合わせて、欠ける期間、欠員となっている期間は、どれぐらいまでが許容されるのでしょうか。この法律の所管である文部科学省などの見解は示されているのか、お聞きいたします。

関連しまして、教育長職務代理人の任期についてお聞きいたします。ただいま申し上げたこの法律においては、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が職務を行うと代理人が規定され、その指名するのそのは教育長となっております。市のホームページに公表されております過去の会議録を見ますと、令和3年11月2日開催の令和3年度第10回土別市教育委員会会議において、前教育長が指名するという手続をもって、現在の教育長職務代理人がその任に就いておられます。こういう状況であれば、職務代理人の任期もこの指名をした教育長の任期であります10月28日までということになるのでしょうか、この点、見解をお知らせください。

この質問の最後に、新たな教育長の任命時期についてお聞きします。

本定例会初日には、10月28日に任期満了を迎える教育委員の再任について、議会として同意をさせていただいております。一方で、新たな教育長の任命については、御承知のとおり、まだ提案をされていない状況でございます。前教育長の任期途中の退任について、市長は雑誌インタビューに、教育長の任期途中の辞任は想定外の出来事だったとされています。私もでき得れば任期満了まで任に当たっていただきたかった。過去同じ職場で働いた後輩としても思いますし、そういった部分では今回の任期途中退任についてはどうしてなんだろうと疑問を持つと

ころではございますが、この点、御本人の思いを知らないという状況です。

ただ、退任以降の対応として、10月28日までのいわゆる残任期間までの対応は難しくても、10月29日以降の教育長は、そもそもどのように対応しようとしていたのでしょうか。先ほどの質問、やり取りによれば、10月29日からの空白期間を生じさせないように努力されるということと御答弁もありましたが、私自身は10月29日の新たな教育長の任命については最低限の対応だと考えますが、この点、新たな教育長の任命時期、先ほどは、繰り返しになりますが、空白を生じさせないようにということではありますが、遅くとも10月29日からは新たな教育長が任命されるのかという点をお伺いして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、前教育長の任期途中退任の経過についてです。

中峰前教育長は、2017年10月に教育長に選任された後、2020年に再任され、任期は本年10月28日までとなっていたところです。私の市長就任当初から中峰前教育長には今任期満了まで就任願いたいとお話をしていました。中峰前教育長は教育行政への高い見識や優れた発信力、合宿関係をはじめとする豊富な人脈、職員への指導力など、これまで実績から士別市の教育行政に多大な貢献を果たしてきたものと考えており、深い敬意と感謝を申し上げる次第です。

そこで現在、教育長の業務につきましては馬場教育長職務代理者と三上生涯学習部長が担っていますが、教育長不在により改めて事務委任などの手続を行うということではなく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律や士別市教育委員会事務局組織規則の規定により業務を代行しています。

次に、教育長不在による弊害についてです。

法の規定は、教育長に事故があり、その職務を遂行することができない場合、または欠けた場合に教育長の職務を代理する者をあらかじめ教育長が教育委員の中から指名して、事務に支障を来すことのないよう配慮しているものであり、教育長の職務代理者は、会議の主催だけではなく、具体的な事務執行についての責務を負うこととなります。

このほか、士別市教育委員会事務局組織規則で、委員会の事務局として生涯学習部を置き、部長の基本職能は、教育長を補佐し、委員会の基本方針の策定に参画することと、教育長に事故があるとき、または教育長が欠けたときはその職務を代理すると定めています。

これにより、教育行政を停滞させないため、職務代理者をはじめ、教育委員、部長を筆頭とする職員が一丸となり、大きな弊害がないよう取り組んでいるところです。

また、道教委に確認したところ、職務代理者の任期は法律で定められていませんが、新しい教育長が任命され、当該教育長が新たに職務代理者を指名するまでが任期となります。

最後に、10月29日以降の教育長については、さきの大西議員への御答弁で申し上げたとおり、今後、教育委員人事や予算編成、教育行政執行方針など、新年度に向けた対応が必要となることから、でき得る限り早期に後任を配置することが望ましいと考えていますので、現在関係機

関などと鋭意協議を進めているところです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問いたします。

答弁としてありました経過の中で、前教育長については、現在渡辺市長が就任されてからの、その当初に現任期の満了をもってお辞めいただくということが既に伝わっていたのだということとということで今答弁いただきました。であるならば、今回のその任期途中退任というのが少し疑問符がつくわけでありますけれども、この点についてはそういう状況だったということで承知をいたしました。

また、職務代理者の任期については、私は法律の見方でいけば現教育長の任期をもって職務代理者、その指名を持って就かれている職務代理者は任期が終わられる、教育委員任期は残りますけれども、それが道教委の今の見解の中で、そこはもうある意味、いつまでもいいんだよということが示されたということ、ちょっと私の受け止めが間違っていたらあれなんです、もし違えば訂正いただければと思いますが、これは、しからば、いつまでもということの努力は10月29日、私は最低限10月29日には新しい教育長が就任をされるべきだとは思いますが、これはあくまでも期日ではなくて、そこに向けた現段階は努力ということなんでしょうか、その日付の部分について再度確認をさせていただきます。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） まず1点、職務代理の任期について、これにつきましては我々ももちろん法律を確認した上で道教委に確認を取っておりますので、答弁の内容で間違いのないものと思っています。

それから、新教育長の就任時期に関してですが、これにつきましても先ほど大西議員への御答弁でも申し上げましたが、各団体にあらゆる可能性を模索する中で、今いろいろ動いているところがございます、現段階でいつという決定的な日にちを申し上げることはできませんし、もちろん西川議員、大西議員御心配のとおり、一日でも早く就任していただくことがいいと思っておりますので、それに向けて鋭意努力しているところでありますが、現段階ではいつと明言できるものはないということで御理解いただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君）（登壇） 次に、ホームページ等情報発信について質問します。

まちづくりの特色や様々な行政施策、また、イベント開催情報など市から発信される情報は、私たち市民にとって、自らの暮らしに役立つだけでなく、この地域の歴史や文化など、暮らす私たちにとっての愛郷心の醸成にもつながるものだと思います。そういう意味では、現在定期的に発行されております広報紙に比べ、大量の情報を閲覧することができるホームページは大きな役割を持っていますし、加えて、調べやすさ、見やすさ、きれいさなど、その作り方につ

いて本市においても様々研究されてこられてきたものと承知をしております。

さらに、現在はインターネットを利用した情報発信においては、SNSでありますフェイスブック、また、生活情報アプリなど、その種類も豊富化されておりますし、ホームページについては今年2月に大幅なリニューアルもされておりますので、この本市のホームページ等情報発信に係る現状について伺いたいと思います。

初めに、本年2月15日に行ったホームページリニューアルの概要について伺います。

今般のリニューアルに至った理由、取組経過やその費用、また、リニューアル後の現在のホームページの特色などをお聞かせください。

現在、ホームページにも記載をされておりますが、士別市ホームページ運用方針によれば、誰もが見やすい、探しやすい、分かりやすいホームページ、士別市の魅力が伝わるホームページ、この2つを目標として運用を行うとされております。リニューアル後のホームページ、実際にトップページはゲートページとして、士別市のきれいな風景、魅力的な写真を背景に、くらし・行政サイト、士別の子育て、士別の魅力など、それぞれのサイトへの誘導ページとなっております。ホームページを見る人ごとに分けることによって、探しやすいホームページとなっていると思います。だからこそ、その次はそのページにどんな情報が掲載されているか、その情報が正確かつ迅速に提供されているかが、市民やまた市民以外の方が本市を知ろうと思ったときにその情報が得られる重要性につながるものだと思います。

その点について、先ほど申し上げた運用方針においても、コンテンツ等作成に係る基準を定めるコンテンツ等作成ガイドラインを制定するとありますし、また、今回のリニューアルに併せてホームページ担当者をそれぞれの課に配置をしていると聞いておりますが、これらの作成に関する基準やホームページ運用の体制などについてもお知らせください。

今年の5月8日、新型コロナウイルス感染症が指定感染症の5類に位置づけられ、本市におけるイベントなども多くが再開をされています。この間、コロナの影響によって多くのイベントが中止となっていたこともあったのですが、今年度、市の行事やイベントが多く開催されている一方で、それに関するホームページの周知が少し寂しい感じがいたします。市民に多く参加をいただく、地域の盛り上がりのためにも、ホームページもにぎやかにやってほしいと思いますが、いかがでしょうか。こういったイベントは、ホームページを使って周知をする。逆にこのイベントは周知をしないという点は、今触れております作成ガイドラインではどうなっているのでしょうか、お知らせください。

また、イベント周知に関して、現状これほどの基準も共通ではありますけれども、ホームページにおける表記は、イベント開催日ではなくて、記事の公開日となっております。ホームページにあるカレンダー形式では開催日ごとに記載されているのですが、表示形式、このルールを知らない人が本市のホームページを見ると、何で士別のイベントページには終了したイベントばかりが載っているのか、実際そういった声も聞いています。これは公開日ですよと言えば当然理解をしていただくわけではありますが、イベントカレンダーにおいても開催準備段階での募

集しますなどの表記、この記事タイトルのままイベントとして記載されている例も見受けられますので、少し改善が必要な点ではあるのではないかと指摘をさせていただきます。こちらの対応について何かお考えがあればよろしくお願いします。

次に、生活情報アプリしべつ暮らしナビについて伺います。

令和2年8月に配信が開始されたアプリケーションです。トップ画面の基本は、ごみカレンダーとイベントカレンダーとなっています。今回の市のホームページのリニューアルに併せて、このアプリのイベントカレンダーはホームページへのリンクだけになってしまいました。結果、アプリにおけるイベントカレンダーのページは使われなくなってしまいました。

令和2年8月配信以降、配信1年で3,000件のダウンロードを超えたという記事に触れております。現在のアプリケーションのダウンロード数はどれぐらいでしょうか。アプリの配信から3年経過、先ほど触れているホームページが、見に来てもらう、待ちの情報である一方で、今も多くの市民の方々がこのアプリをダウンロードしているのであれば、お知らせ内容のプッシュ通知など、さらに機能を強化することで、いわゆる攻めの情報発信もできるのではないかと思います。この点いかがでしょうか。

最後に、即時的なお知らせ情報発信について伺います。

今般の一般質問で触れられておりますとおり、現在はヒグマに注意、また、食中毒警報の発令がホームページとアプリのお知らせに掲載をされています。いずれも命と暮らしを守るための注意喚起として必要な情報ではありますが、最近では、それに加えて暑さ指数をはじめとする熱中症警戒、地域における新型コロナ感染拡大状況、また、消防車のサイレンが聞こえた際に気になる火災情報案内など、暮らしの中で市民のちょっとした知りたいことというのは多々ございます。ホームページやアプリとも、自分自身に有用な情報コンテンツとなるよう、このちょっとした知りたいに答えるお知らせを提供してはどうか、提供できないか、この点最後にちょっとした提案を申し上げて、質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 丸市民部長。

○市民部長（丸 徹也君）（登壇） 西川議員の御質問にお答えいたします。

初めに、市ホームページのリニューアルの概要についてです。

まず、この間の経過ですが、旧ホームページは、導入から6年以上経過し、スマートフォンやタブレットといった機器での閲覧に対応していないなど、性能上の課題やコロナ禍で人との接触が制限される中、ホームページなどを介した情報の発信、サービスの提供がこれまで以上に求められたこと、さらに、旧システムの保守期限が令和4年度までであったことなど、情報発信の主媒体としての改善とさらなる充実が不可欠と判断し、リニューアルに至ったところで

リニューアルに向けては、既に設置していた情報発信の在り方検討会で、基本的な方針やリニューアルの進捗を確認するとともに、実務担当者を中心としたホームページ作業部会を新たに設置し、ページ構成やトップページなどについて12回にわたり協議、検討を重ねてきました。

全職員に向けては、新たなサイトの構造やナビゲーション、機能などを確認し、基本的なページの更新方法について、作成者と承認者、ホームページ担当者別に研修したところです。

事業経費は、リニューアル業務委託料で2,174万2,600円、ランニングコストは運用保守業務委託料として、本年度からの5年間で1,584万円の契約とし、今年度分は316万8,000円を計上しています。

なお、リニューアル業務に係る財源については、新型コロナ地方創生臨時交付金を活用したところです。

リニューアル後のホームページの特色は、スマートフォンやタブレットなど様々なデバイスに対応し、快適に閲覧できるようになったことや、入り口専用のゲートページを設け、合宿や子育て、土別の魅力といったそれぞれの情報に特化した独立サイトと、市立病院や市議会、新型コロナなど特にお知らせしたい情報をサブサイトとして設置し、他のページとの差別化を図ったこと、さらに、高齢者や障害者を含めた誰もが閲覧しやすく、必要な情報が得られるよう、ガイドラインに基づくアクセシビリティに対応したほか、市民同士の交流を図ることができるよう、市内の個人、団体、サークルなどが市民に情報発信する場として、しべつふお〜ラムを設置したことなどが挙げられます。

次に、ホームページの作成に関する基準と運用体制についてです。

まず、作成の基準については、ホームページコンテンツ等作成ガイドラインを策定し、ホームページを閲覧する誰もが情報を活用できるよう、ウェブアクセシビリティなど新たな視点を基本として運用しています。

また、運用の体制については、サイトの品質向上など情報発信をさらに推進するため、作業部会メンバーを中心にホームページ担当者を配置しました。ホームページのシステム全般に関する管理は、くらし安全課が行うものとし、公開手続についてはホームページ担当者を配置する部署において、作成者、ホームページ担当者、所属長が確認し、部署内でチェック、承認ができるように改善したところです。

次に、イベントに関する周知についてです。

イベントを周知する、しないといったガイドライン上の基準は設けていませんが、作成ガイドラインに、利用者の知りたい有益な情報を正確かつ迅速に提供できるよう努める、伝えたい情報、知りたい情報の間に乖離が生じないように、情報の優先度と取舍選択を意識して表記すると基本的事項で定め、公開する情報全てに対応しているところです。

また、議員お話しのとおり、新型コロナの5類に移行後多くのイベントなどが再開されているところです。イベントに限らず、市内外の多くの皆様に本市の情報を積極的に発信していくため、それぞれの部署が所管するイベントなどの情報をガイドラインに沿った考え方をもちながら適宜提供する姿勢が必要だと考えており、正確でタイムリーな情報発信が徹底されるよう、さらに職員に周知をしながら運用方針も検討し、改善に努めます。

また、御指摘のありましたイベント周知時における開催日表記に関しては、現在くらしの行

政サイトのイベントには年月日とタイトルのみが記載されており、その日付は情報の更新日として掲載されていますが、更新日と開催日の判断がしづらい状況にありますので、その表記の方法について速やかに検討し、改善します。

次に、市公式アプリしべつ暮らしナビのダウンロード数についてです。

ダウンロード数は、今年8月末現在で累計5,800件を超えており、多くの市民に御活用いただいているものと考えています。引き続き、情報の充実を図り、より多くの方々が活用されるよう周知してまいります。

次に、アプリの機能強化をはじめ、熱中症の警戒やコロナ感染拡大状況などの情報発信についての御提言をいただきました。機能強化については、これまでもホームページとの連携など、様々な検討を重ねてきた中、導入経費の課題などにより現在に至っているところです。また、コロナ感染情報については、5類移行後、感染状況把握ができない中、市立病院内で陽性者が多く発生している現状を踏まえ、注意喚起のためアプリでも発信した経過があります。

このほか、情報発信についても検討しているところですが、アプリ登録者からは、情報の追加に関する要望もある中、この情報は必要ないといった御意見もあることから、提供する内容については取舍選択が必要であると考えており、引き続き検討してまいります。

また、アプリについては、原則としてくらし安全課職員が発信する仕組みとしている現状がありますが、災害関連情報など速やかな情報発信が必要なものについては、フェイスブック同様、担当課から直接発信するなど、担当課と協議し、随時改善してまいります。

市民との情報共有については、まちづくり基本条例の基本原則にのっとり、伝えたい相手に対して、より正確でタイムリーな発信に心がけ、推進してまいりました。今後も、ホームページ担当者に向けた研修会も予定しているところであり、ホームページのみならず、情報発信全般について研さんを重ね、認識を高めていくことにより、職員個々のレベルを底上げしていくことが必要と考えていますので、こうした取組を推進する中で、引き続きよりよい情報発信となるよう努めてまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 西川議員。

○7番（西川 剛君） 再質問します。

答弁の中で触れていただきましたコンテンツ作成等の基準についてでございます。

その中で私の質問の部分、実はここにあるのですけれども、基本的事項で2点ほど触れていただいたところではありますが、伝えたい情報と知りたい情報の間に乖離が生じないよという文がございます。当然、伝えたいというのは市役所、知りたいというのは市民の側なんですけれども、先ほどのアプリの関係もありましたとおりで、ここの部分についてのそご、もっと知りたいのにないか、せっかくお知らせしたのにうるさいとか、このミスマッチが今の御意見などもあるかなと思うんですが、私自身もここを、この乖離を埋めていく努力は引き続きお願いしたいなと思っておりまして、その点についてですが、やはり今回の情報発信の関係でいきま

すと、市役所自らが研修会等、自己評価等々やるということが重要だと思いますし、その中にぜひ仕組みとして、各課の配信する情報、各課にホームページ担当者はいらっしゃるんですが、課がやっている業務全般を分かっているのは、やはり係担当ではなくて、課長や部長、いわゆるその預かるものだと思いますので、そういった視点での仕組みをぜひ入れてほしいなという、内部の部分なので、検討としてお願いしたいというのが1点と。

もう一つは、受け取る側としては、その知りたい情報がどうであるかという評価です。そういった意味では、外部評価の仕組みとして、市民のモニタリング、御意見をいただく機会をぜひ設けてはどうかということをご提案させていただきます。現在のホームページそれぞれの記事には、このページについての情報についての御意見をお寄せくださいというのは当然ありまして、それに対して反応を書くことはできますが、今、私が質問の中で言っている部分については、基本的には市役所が発信していない情報についての意見、もう少しこの点についても発信してほしいのになといった部分の、そういった部分が質問の部分の半分はそこなものですから、そういった意味では市役所自らが自己評価も当然やっていただく、プラスそれを受け取る側、市民からの評価する仕組みなどもぜひ検討いただきたいなという、この部分について、自己評価と外部評価の部分、その点について見解あればよろしくお願ひしたいと思ひます。

○副議長（村上緑一君） 丸部長。

○市民部長（丸 徹也君） 再質問にお答えいたします。

まず、情報の発信の在り方の基準といいますか、今現状といたしまして、議員のほうからも今回御提案のあった、ちょっと知りたい情報という部分で、様々な項目があるんですけども、そういった部分は積極的に実際情報発信していく。また逆に、プッシュ通知してまでお伝えしたいもの、さらに逆に情報として取りにきていただきたいものというものが、様々な項目によって検討していかなければならないということで、我々今課題として考えているところでございます。

ただ、市民に対する情報発信については、ガイドライン等でも申し上げたように、正確でより迅速でタイムリーに情報提供に努めていくことということが前提になります。そういった部分の中においては、やはり情報発信の在り方につきましては、発信の内容、項目等において、今申し上げたように、積極的に発信すべきもの、また、必要な情報を受け取れる環境を整備しなければならないもの、個々に検討していく必要がございますので、その部分、今後検討したものについては、項目ごと、事務マニュアル的なものも含めて整理する中で対応をしてみたいと考えております。

また、職員の部分で、先ほど申し上げましたホームページ担当者という部分で、所管課における対応というのが主になってまいります。そういった部分では、今後予定しています研修会ですとか、そういった機会を通して職員の個々の底上げをしてみたい形で今後対応をしてみたいと考えております。

それから、市民からの評価という部分、あと自己評価という部分でのお話でございます。そ

の部分については、今現在外部評価という部分、モニタリングという部分にあるんですけども、その部分については、まず、方法といたしましては、市長へのメール等で受け付けさせていただいているところがございます。ただ、様々この間も市民の方々からの御意見も頂戴している部分もございまして、そういった部分については、随時内部のほうでそういう御意見のほうを御参考とさせていただきながら、対応を随時、ブラッシュアップをかけていくような形で対応しておりますので、この部分、また具体的な手続の方法等については、今御提案いただいた部分を含めて、今後、手法については検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○副議長（村上緑一君） 3番 湊 祐介議員。

○3番（湊 祐介君）（登壇） 令和5年第3回定例会に当たり、通告に従い一般質問を行いたいと思います。

移住定住の取組についてお伺いしていきたいと思います。

少子高齢化と人口減少が進む中、私たちの暮らし、教育、福祉サービスを今後の将来にわたり維持、改善していくためには、安定した支援やバックアップ補助の確保があり、まちの未来を考えてくれる若い担い手が必要です。多くの地方都市が同様の問題を抱え、地方の特色があり、暮らしが想像できる魅力ある内容を通じ、県外から移住者を増やし、政策を拝見してきています。コロナウイルスの影響からも、仕事をする環境や生活に対する意識の変化もあり、都心からの移住に対する関心が高まっているところです。また、移住促進を促し、ホームページなどでのPR、SNSでの情報発信をうまく活用することで、県外への転出者を減らし、成果、実績を出している自治体が増えていくと伺っています。

しかし、この取組は非常に時間と充実した施策の内容が必要と感じています。第2回定例会の一般質問で真保議員からの質問に対しての御答弁に、移住定住に関する情報をPRするのは非常に大切であり、企業や仕事の紹介は移住を検討する上で重要な要素である、今後はほかの自治体におけるよい事例も参考にしながら、市のホームページ等での情報発信に限らず、どのような取組を進めるのか、本市の移住促進につながる視点で検討していくともお聞きしていますが、現状どのような進捗状況でしょうか。

まず1つ目に、士別市支援金の取組実績についてお伺いいたします。

この事業は、北海道における移住定住の促進と地方の担い手を解決するため、東京圏から移住し、北海道が運営する求人就業マッチングサイトにおいて登録されている地方の法人に就職した方、もしくは世帯に最大100万円の移住支援金を支援する策となっています。令和4年に情報の更新がされてから、現状どのようなになっているのでしょうか、確認させてください。内容の中で、リンクしているサイトのマッチングアプリ登録企業者数は現状でゼロ件、書類等の書面などは確認できるものもありますが、現状はどのようなになっているのでしょうか、ウェブ上で動きがないようにも思えますが、今後の課題、問題点などありましたら教えてください。

2つ目に、お試し移住体験の内容と情報発信についてです。

地方移住体験の取組は、都市から地方への移住を身近に体験してもらう支援プログラムであります。具体的には、情報共有で関心を喚起し、住まいやインフラの整備、雇用や創業の機会を提供し、コミュニティー形成を促進、地方の文化や自然環境を活用、行政と連携して円滑な移住の支援をする、地方経済活性化やコミュニティー形成などの効果が期待されると認識しています。本市の魅力を伝える入り口、きっかけとなる事業と思っておりますが、これまでのイベントが実施され、取組効果としてはどのようになっているのか、また、ホームページ上の更新がされていないようにも見えてしまいますが、今後はどのように進めていくのか、教えてください。

情報発信は、関心喚起や正確な情報提供を通じて意思決定を支援し、共感を促し、影響力を拡大する重要な要素ではないでしょうか。特に地方移住の場合、プログラムの特徴やメリット、デメリットなどの成功事例を提供することで移住を検討する人たちに有益な情報を提供できると考えています。これが充実していることで、興味ある方は適切な判断をしやすくなる。事例、行った体験は見える形で残し、次につなぐ素材として活用する、情報量が豊富なことで、コミュニティー形成など、見えるだけで想像しやすくなるし、より本市の魅力が出るのではないのでしょうか。そのためにも、全体のランディングページを増やすなどの工夫もしてはいかがでしょうか、本市の考えをお伺いいたします。

3つ目に、移住ナビデスクについてです。

移住ナビデスクは、地方移住を支援するための情報提供やアドバイスを行う窓口です。移住を考える人たちに対し、地方の情報を一元化し、正確な情報を提供し、具体的な選択権を提供し、個人の情報やニーズに合わせたアドバイスを通じて、理想的な地域選びやスムーズな移住プロセスを支援してくれればと思っております。また、地域コミュニティーの形成や、移住者同士、地域住民との交流イベントなどを通じて、地方への溶け込みや、充実した生活を送るための支援を行ってくれる役割など、移住を考えている方々に重要な情報源と思っております。

ですが、ホームページ上などを見ていると、ナビデスクのページは3月末で閉鎖されている状況です。もともとの移住デスクナビの役割もそうですが、まずは行政側から情報の更新を促し、しっかりとした体制を整えることが大事ではないでしょうか。士別市に興味を持った人がホームページに入ってきたときに、現状の情報を見ることができなければ、その時点で選択肢から外れ、他市町村に意識が行ってしまうのではないかと考えております。現状の状況も踏まえて本市の考えをお伺いし、この質問を終わりたいと思います。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君）（登壇） 湊議員の御質問にお答えします。

初めに、士別市移住支援金の取組実績についてです。

移住支援金については、北海道が主体となって行っている事業で、U I J ターン就職を促進するため、基本的に東京23区から北海道内に移住し、道のマッチングサイトに登録された企業に就業した方に支援金を支給するものです。本市では、令和2年2月に要綱を制定し、制度化

したところですが、これまでに利用された実績はありません。

市のホームページでは、移住サポートのメニューとして、移住支援金に関する情報提供を行っており、制度の概要と併せて事業者に対し、マッチングサイトへの登録案内も行っています。マッチングサイトへの登録事業者については、過去には数社が登録していた実績がありますが、現在は登録されている事業所はないのが現状です。原因としては、制度を利用するための条件が厳しく、登録しても応募する方がいないことが最大の要因と考えますが、一方で、登録は容易で、費用負担などもないことから、本市としても、改めて市内事業所へ本事業の紹介をしていきたいと考えているところです。

次に、お試し移住体験の内容と情報発信についてです。

昨年度、新たな試みとして実施したお試し移住体験については、観光や交流に重点を置きながら、8月、9月、2月の3回にわたり実施し、延べ20人の方が参加しました。市のホームページでは、移住体験の写真と参加者の声を掲載しており、現在は今年2月に実施したスノーアクティビティーや、先輩移住者との交流の風景を公開しています。今年度については、10月と2月に開催を予定しており、若者をターゲットとした観光や交流を基本としつつ、一方では子育て世帯に特化したプログラムや、本市での起業を検討している方を対象としたプログラムの開発など、移住に加え、地域経済の活性化や産業の振興などの視点も踏まえたイベントとなるよう準備を進めてまいります。内容が決まり次第、ホームページでも募集を行う予定ですが、議員からいただいた御提言を参考に、ランディングページの設定や動画の活用、参加者の声の増量など、見た方の興味を引きつける画面づくりに努めてまいります。

次に、移住ナビデスクについてです。

本市では、移住定住に関する情報などを一元的に管理し、生活全般に関するサポート機能として活用するべく、令和2年5月に移住ナビデスクを庁内に設置し、翌年には土、日、休日の相談体制の確立や観光協会との連携を視野に入れる中で、設置場所を道の駅に移動するとともに、まちづくり士別株式会社に運営を委託しました。

移住ナビデスクのホームページについては、外部に委託し作成をしていましたが、今年2月に行われた本市ホームページのリニューアルに伴って統合されることとなり、移住ナビデスクについては、士別の魅力サイト内の一つのコンテンツとして取り扱っています。現在の移住ナビデスクのページには、移住相談の連絡先と移住関連のリンク先のみが掲載され、閲覧者の目を引きつけるつくりとはなっていません。体裁など一定の制約はありますが、ホームページの所管部署とも協議しつつ、魅力あるサイトとなるよう、改善してまいります。

今後も、ホームページはもとより、SNSや動画配信など、様々な手法を用いながら本市情報発信に努めるとともに、移住定住体験プログラムの充実と環境整備を図ってまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 湊議員。

○3番（湊 祐介君） 1点だけ再質問させていただきます。

情報発信のところで、現状で移住ナビデスクページが閉鎖されたというところで、ないというところで確認したんですけれども、今後ですけれども、他市町村を見ていても外部リンクのような独自のページ等を拝見することがありまして、やはり若者向けに今後打ち出していったほしいという私の気持ちもあるんですけれども、やはり情報量としては豊富なほうが、若者の目を引きやすくなるのではないかと考えていますし、今後そのような外部リンクのほうを検討していただけるのか、そこだけ確認して、質問を終わりたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 大橋部長。

○総務部長（大橋雅民君） 外部リンクの再質問についてお答えいたします。

若者向け、それから情報量の関係も含めて、今現在はちょっと足りていない状況で、今後改善が必要だと考えているところです。庁内にもたくさんの若い職員いますので、担当課の若い職員の意見も反映させながら、コンテンツ充実にはまずは努めていきたいというのが1点です。あと、他市町村の状況も踏まえながら、外部リンクの必要性についても検討してまいりたいと思っています。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 5番 加納由美子議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 通告に従いまして質問いたします。

手話条例制定について。

士別市は、平成26年に手話言語法（仮称）の早期制定を求める意見書を議会で可決しています。その後、市議会において平成26年に谷口議員、28年に遠山議員が手話条例について質問されています。28年の回答は、当時の福祉部長が、道の手話以外のコミュニケーションを含めた手話言語条例の制定を見て、手話に特化した条例とすべきとの要望を受け、本市においても手話を使用しない聴覚に障害のある方が多い、今後も北海道の動向にも注視しながら、本市における条例の在り方について、検討、協議を行っていく必要があると考えますとあり、この間9年の検討、協議はどのようになっているのでしょうか。

その後、平成30年に道の条例は、手話言語条例（正式名称北海道言語としての手話の認識の普及等に関する条例）と、意思疎通支援条例（正式名称北海道の障害者の意思疎通の総合的な支援に関する条例）の2本立てで構成されています。

まずは、手話条例が士別市においても必要であるとの提案理由について述べます。手話が言語であると認められたのは、第61回国連総会決議で、障害者権利条約が採択され、日本においては平成20年に批准、発行となりました。日本は、権利条約の水準に国内法制を合わせる法整備がなされました。障害者基本法の改正や障害者総合支援法の制定等もあり、手話に対する差別や偏見は改善されてきました。過去、ろう者と支援する仲間の歴史を考えたとき、昭和38年に京都で初めて手話サークルがつくられました。手話を使う人を理解したい、よき友人となり、共に社会の差別や偏見と闘う仲間の輪が広まるきっかけとなりました。瞬く間にボランティア団体、手話サークルが全国各地で立ち上がりました。その後、ろう者を主人公とするテレビや

映画が配信されるたびに、幾度かの手話ブームを経て、手話やろう者への理解は深まりました。

手話は、特定の意味、概念等を手、指、顔の表情等により表現する独自の体系を持つ言語であり、聴覚障害者が自ら生活を営むため、大切に育んできた文化的財産です。士別市では、手話通訳派遣を依頼するときは、事前にろう者または会合の主催者が福祉課に申請します。急な派遣依頼に、現状では手話通訳登録者の仕事の都合や登録者5人では対応に限界があります。手話を言語としての認識を普及させ、聴覚障害者が手話を習得する機会の確保は重要です。言語としての手話の認識の普及等の施策としての実現を求めるものです。

ろう者の9割は聞こえる親を持つと言われていています。医学の進歩により、生まれたときから全く聞こえない人は減っておりますが、母語は手話と自認し、アイデンティティーを持つ人の多くは、家族と離れた寄宿舎生活をしてきました。教師からは手話を禁止され、講話だけの説明で内容が分からない授業を受け続けた事実があります。差別と偏見が根強い時代を生きてきたろう者たちと、支援者と呼ばれる私たちは、現在、手話が音声言語と同等であり、手話は言語と認められたことに大変うれしく感じています。

私と同年代のろう者の方は、若い頃、喫茶店で友人と話をするとき、テーブルの下か、ほかの人から見えなように小さく手話をして会話をしたといいます。手話で会話をしていると、じろじろ見られたり、差別的な態度を取られた経験が何度もあるからだそうです。家族や自分の病気等の人生の重大な局面においても、詳しく説明されることはなく、医師は聞こえる家族に向かい説明をして終わりという場面が最近でもあると聞きます。運転免許を持ち、自由に移動し、生きることの喜びを満喫しているように見えても、交通事故を起こしたとき、トラブルに巻き込まれてしまったときは、警察や周りの人は、聞こえる人の話を聞きがちです。現場で双方の話を平等に聞くとはならない場合が多いものです。

不測の事態が起こると突然ろう者は不利な立場となります。ろう者といってもいろいろな人がいます。弁護士や医師の資格を持ち、社会で活躍している人も多くいます。一方で、難しい言葉や長い文章が苦手で、自分の生活の中で、何が差別であるか、どのように改善すると自分らしい人生を送ることができるのかについて、うまく説明するのが苦手な人もいます。

災害が少ないと言われていた士別市においても、ブラックアウトがあり、近年、毎年全国のどこかで起きる、昨日のような大雨や台風、爆弾低気圧等、今まで経験したことのない規模で、いつ何が起きてもおかしくない時代に入ってきました。市内に住むろう者の方は、電子機器を活用し、快適な生活を送っていても、停電が長時間になり、スマホの充電がなくなると情報を入手できません。暗闇では手話を読み取ることもできず、孤独感が一層増すことは想像に難しくありません。現在の状況で避難所が開設されると、音声言語により、皆が入手している情報をろう者が得る方法はボランティア頼りとなります。ボランティアは、できる範囲で無理なくというのが原則です。士別市の条例で、聞こえる人と同等の情報を得るのは、聞く権利と明記すべきです。

災害が起きてから、ろう者の人権や差別を訴えるのでは遅いのです。聞こえる人と同じ情報

をろう者の方々は自分に分かる言語で入手することを国が認めています。問題は、その情報が広まり、浸透していないということです。手話を広く浅く普及し、挨拶程度の手話を覚えている人が多くいることは重要です。士別市内に在住している人ばかりのためではなく、旅行の途中でけがや病気になる場合もあります。時代は変化しました。現在は道内において、ろう者が生活されていないまちにも手話条例があります。士別市においても、私たちの無意識の中にある差別意識や偏見をなくすための条例として明記し、理念としての手話言語条例の制定を提案し、市のお考えを求めたいと思います。

今までの市議会での議論を踏まえて、当然協議が進められていると思いますので、改めて市のお考えを伺います。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 加納議員の御質問にお答えします。

初めに、手話条例の検討、協議についてです。

市では、聴覚障害者やその支援者の皆様と、手話や要約筆記の普及、技術の向上、さらには支援の充実等を目的に、毎年意見交換会を開催しています。意見交換の中では、支援者を対象とした手話通訳と要約筆記の登録者応用講座や、市民手話講習会の開催に関する事、本年度に見直しを図った意思疎通支援事業などへの御意見もいただいているほか、手話言語条例に関しても、北海道や他市の状況等の情報共有を行ってきたところです。

次に、手話言語条例の制定についてです。

市では、これまでも手話に関して、登録者応用講座や市民手話講習会をはじめ、上川北部8市町村が主催する上川北部広域手話奉仕員養成講座の市民周知のほか、福祉課では朝礼に手話を取り入れるなど、普及と技術向上に努めているところです。また、現在策定中の次期障がい者福祉計画では、議員のお話しのありました手話通訳登録者を現状の5人から、令和11年には7人を目指すことで支援の充実に努める考えです。

条例化の状況は、全国ろうあ連盟の資料によりますと、本年7月現在で全国の498自治体、道内では30自治体が制定し、手話を一つの言語とする理念の下、手話の普及や使いやすい環境づくりに取り組んでおり、多くの自治体で条例化が進む現状を見ると、本市においても手話を言語の一つとして位置づけることは大切と考えています。

国においては現在手話言語法案が継続審査中であり、原案のとおり法律が公布された場合には、市町村に新たな責務や計画策定の努力義務が課せられるなど、条例への影響も考えられることから、この法案の行方を見極めつつも、条例化に向けた規定内容の検討と関係する方々や機関とも協議をし、制定の準備を進めてまいります。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君）（登壇） 続きまして、コミュニケーション支援条例制定について伺います。

北海道障害者の意思疎通の総合的な支援に関する条例において、障害の特性に合わせて、社会的障壁を解消するための多様な手段があることへの理解が進んでいないので、支援する者の養成等の推進を道、市町村、道民、障害者意思疎通支援者を支援する者、関係団体及び事業者がそれぞれの役割を認識し、一体となって取り組んでいかなければならないとあります。士別市も、この条例にのっとり、当事者の声を踏まえ、支援者、関係団体と取り組んでいることと思います。現在どのような施策がなされているのでしょうか。

障害に応じて、点字、音声、手話、要約筆記、文字拡大、絵図等の提示、平易なまたは具体的な表現と数多く存在いたします。聴覚障害者へのコミュニケーション支援は、聞こえない人と聞こえる人の間に入り、円滑に意思疎通ができるように支援します。これは、言葉の置き換えだけではなく、ろう文化とも言われる、ろう者の方々の考え方を尊重しつつ、聞こえる人と双方の対人支援も含まれます。手話に対して差別や偏見の歴史が長くあり、音声言語が上で、手話は語彙が少なく身ぶりが差別的な偏見があった長い歴史がある中で、対等な言語であることへの理解への普及も求められます。

手話サークルは、手話を学ぶための入り口ではありますが、通訳者養成の場所ではありません。士別市を含む上川北部8市町村の広域による手話奉仕員養成講座が毎年開催されています。市町村の必須事業となっており、要約筆記の講座に奉仕員養成はありません。この講座は誰でも受講できます。手話の講座は入門、基礎合わせて40講座を5月から11月まで週2回通います。受講後身につく技術は、特定の聴覚障害者となれば手話で日常会話ができるようになるということです。通訳者と呼ばれる資格を得るためには、手話通訳者養成講座を受講し、試験に合格せねばなりません。通訳者養成講座は、旭川か札幌に行く必要があります。交通費、宿泊費はもちろん、テキスト代から試験料まで全て自己負担です。

私たちの年代は中学、高校で6年間英語を習いましたが、日常会話はおろか、挨拶すら自信がないと感じているのは私ばかりではないはずです。手話という新しい言語には、多くの聞こえる人は、成人と言われる年代を過ぎ、生活が一段落し、以前から興味があったので始める人が多いのです。手話通訳を仕事として成り立たせるための職業枠が非常に狭き門であり、試験が難しいということも壁となっています。職業として成り立たないため、支援者は女性が多いのです。家庭や仕事と両立させながら、触れたことのない手話という言語を身につけるのは容易なことではありません。

一方、ろう者にとっては、職場の人間関係、病院の受診等、命や自分の生活に関わる通訳を依頼するのですから、信頼でき、技術の確かな人に頼みたいものです。手話と要約筆記登録者は、通訳の責任は重く、守秘義務等の倫理感、円滑に現場を乗り切る力量を身につけるために各種研修会に自腹で参加します。士別市が予算をつけていただいている研修は年1回90分程度です。要約筆記者の育成も同様に全て自己負担となります。次の世代の通訳者を育てるため、そして現在活動している登録者が今後も活動し支援を続けるためには、養成と技術を維持するための学習機会を保障するための条例が必要だと考えます。

昨年、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法が施行されました。アクセシビリティとは、近づきやすさ、利用しやすさ、便利であることです。基本理念は、障害の種類、程度に応じた選択ができること。防災、防犯の情報習得や緊急通報の仕組みの整備、手話通訳者、要約筆記者の確保、養成、資質の向上も明記されています。この法律ができて1年以上経過しています。市としてはどのようなお考えなのでしょうか。

視覚障害についても、見え方は人によりいろいろです。加齢や病気があり、見えづらい人から全盲の方までおられます。聞こえに関しても同じです。最近聞き取りづらくなってきた、声は認識できるが何を言っているのか意味が分からないという経験は私も同様にあります。年齢を重ねると、見えづらい、聞こえづらいが日常となってきます。時代の変化で新しい言葉が多く創出されますが、聞き慣れない言葉は聞き取れないものです。近づきやすく、便利であるためには、お金をかけなくても文字を大きくする、絵を含めた表示を心がけることで利用しやすくなるものです。

士別市の高齢化率は今後も増加が予想されます。情報をスムーズに伝える取組は、生きる質の向上に直結します。住みやすいまちづくりとなります。士別市まちづくり条例において、第26条、市民、議会、行政は、高齢者や障害のある人などもまちづくりに参加できるよう、その環境づくりを進めますとあり、環境づくりといっても漠然としています。士別市人づくり・まちづくり推進協議会条例の中に、委員が10名以内となっています。その中に障害当事者は何人いるのでしょうか。

SDGs、持続可能な開発目標の考え方は、アルファベットの羅列ということもあり、何度聞いても、意味が分からないという人もいるかもしれませんが、士別市も積極的に取り組んでいることと承知しております。SDGsの観点から、士別市のコミュニケーション支援をどのように推進する予定なのか、お考えを伺いたいと思います。

障害のある方が生活しやすい場所は、全ての人にとっても快適なものになります。コミュニケーション支援条例は、まちづくり条例となります。福祉条例ではなく、市内に生活する皆さんが、該当し得る大切な条例です。条例制定に向けての提案と市の見解を伺い、質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君）（登壇） ただいまの御質問にお答えします。

初めに、北海道障害者の意思疎通の総合的な支援に関する条例、通称北海道意思疎通支援条例に基づいた市の取組についてです。

この条例では、障害者の意思疎通支援に関して、道の責務や道民、障害者、事業者の役割を明確化するとともに、市町村にはその支援に関する取組に対して連携や協力することが求められています。

市は本年8月、意思疎通の支援が必要な場面へ手話通訳者や要約筆記者、いわゆる意思疎通支援者を派遣する聴覚障害者等意思疎通支援事業を見直しました。見直しに当たっては、聴覚

障害者とその支援者の双方から御意見をお聞きし、派遣対象事業の明確化や支援者の増員など、より利用しやすい制度となるよう協議を進めてきました。市では、この事業に限らず、障害福祉に関する事業の新設や見直しを図る場合は、利用者やその支援者、関係機関からの御意見等を踏まえた制度設計を心がけているところです。

次に、障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律、通称障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法についてです。

この法律は、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的としており、市町村には障害者による情報の取得や利用、意思疎通に係る施策の実施等が責務として求められています。

市では、さきの質問に市長が答弁いたしました。登録者応用講座や市民手話講習会、上川北部広域手話奉仕員養成講座の周知など、手話や要約筆記の普及、技術向上に努めています。特に広域手話奉仕員養成講座は、来年度、本市での開催も検討されており、受講のしやすさから、手話奉仕員の拡大につながるものと期待しているところです。

また、市では障害者の日常生活に必要な生活用具等を給付する日常生活用具等給付事業により、時刻や通知などをフラッシュや振動で知らせる聴覚障害者用屋内信号装置の給付をはじめ、視覚障害者が外出先でも文字の読み取りが可能な持ち運び式の小型拡大読書器、電子ルーペを給付の対象に加えるなど、支援の充実に努めているところです。

また、今月の下旬には、聴覚障害者からの119番緊急通報に対応するため、本人と消防署が打合せを行い、その対応について確認を行う予定であります。

こうしたことなどは一例ですが、市は、障害者が安全で安心な日常生活、社会生活が営めるよう、障害の種類や程度に応じ、必要な意思疎通の支援方法を整えておくことが必要と考えており、国や道のサービスを活用するなど、可能な限りの支援充実に努めてまいります。

次に、士別市人づくり・まちづくり推進協議会の委員についてです。

この協議会は、市の生涯学習の総合的かつ効果的な環境や条件等整備を図ることにより、生きがいと住みよいまちづくりの推進を目的に設置しています。委員は、様々な職業、世代の方で構成され、障害の当事者は委嘱されておりませんが、社会福祉法人に勤める方も参加されており、福祉の視点からの御意見などもいただいているところです。

次に、SDGsとコミュニケーション支援の推進についてです。SDGsは持続可能な世界を実現するため、17の目標と169のターゲットから構成され、誰一人として取り残さない社会の実現を目指す、2030年までの国際社会全体の開発目標です。障害者に関するSDGsの目標は、4、質の高い教育をみんなに、8、働きがいも経済成長も、10、人や国の不平等をなくそう、11、住み続けられるまちづくりをなど6つの目標が考えられます。

10、人や国の不平等をなくそうでは、ターゲットでは2030年までに障害者など全ての人々に社会的、経済的、政治的に排除されず、参画できる力を与え、その参画を推進すると示されています。国も障害者差別解消法に基づき、不当な差別的取扱いの禁止や、それぞれの障害者に

寄り添うための合理的配慮の提供など、差別解消に向けた取組を進めており、市も法やSDGsの考え方にに基づき、2030年の目標達成に向け、障害者が安心して住み続けられるまちづくりと意思疎通の円滑化に努めてまいりたいと考えています。

次に、コミュニケーション支援条例についてです。

この条例の制定状況は、全日本ろうあ連盟の資料によりますと、本年7月現在で全国の108自治体、道内では北海道、札幌市、小樽市の3自治体となっています。コミュニケーション支援は、手話や要約筆記以外に、点字や音声など、障害の特性に応じて多様な手段を用意することに加え、市民や事業者の理解と配慮、支援者の養成、確保等が求められており、そうした環境を整えることが難しいことなどから、条例化が進んでいないものと推測いたします。

このため、まずは意思疎通支援者の養成や技術の向上など、当面の課題を解決するため、手話通訳者、要約筆記者養成講座の受講支援や要約筆記者の機器更新助成など、新たな支援策の検討を進めてまいります。条例化には、市民や障害者、事業者それぞれに役割を設け、市が行う支援施策への協力や、手話や要約筆記以外にも多様な手段を整えることなど、手話言語条例よりもさらに多くの関係者や事業者、障害者等からの御意見を踏まえる必要があります。このようなことから、既に条例化している札幌市や小樽市の取組や、国、他自治体、障害者団体等の動向を注視する中で、必要性やその効果等についての調査・研究に取り組んでまいります。

以上申し上げ、答弁いたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 加納議員。

○5番（加納由美子君） 今御答弁いただいた内容から、再質問させていただきます。

まず、支援者の養成に関して、さきの手話言語条例のときに市長のほうから5名から7名を目指しますとありましたが、そちらの目指す、どのような順序で目指していくのか。私の質問では、個々人の自腹、自分の意思と自分のお金で登録になったり、手話通訳の資格を得たりしているのですが、今後は支援をしていただきたいという願いをしたつもりだったのですが、単に5人から7人を目指すということに関しては、コミュニケーション支援条例を制定する中において、立場をきちんと、しっかりとした中で、お金も支援するという方向の条例をつくってほしいというのが私の考えの中にあります。

あと、障害当事者は何人いるのでしょうかということに関して、現在はいないということでしたが、関係者はいらっしゃるということですが、福祉関係の方が、福祉課の方でしたら、私たちのことを私たち抜きに決めないでほしいという大きなスローガンがある中で、当事者が今入っていないという現状に対してどのようなお考えなのか、今後は、私はやはり入ってもらって一緒に相談をしていく、環境づくりをしていくということが一番大切なこと、そこがベースになると思っていますので、関係当事者がいない中で相談をするということに関してどのような問題意識を持っていらっしゃるのか、その辺りを伺いたしたいと思います。

○副議長（村上緑一君） 三上生涯学習部長。

○生涯学習部長（三上正洋君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

私のほうから、士別市人づくり・まちづくり推進協議会の委員についてということで教育委員会のほうでこちら事務局を持っているということなので、それに基づいて私のほうから答弁をさせていただきたいと思います。

今、東川部長のほうから答弁がありました。障害者当事者は委嘱されていないということが今の現状でございます。今の議員の様々な御意見もいただいた中で、次回のこの人づくり・まちづくり推進協議会の中で、そういった障害者の当事者、これに対しての中に入って一緒に議論をすべきというところの有用性は今私も感じておりますので、その辺の議論を進めさせていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 東川健康福祉部長。

○健康福祉部長（東川晃宏君） 加納議員の再質問にお答えします。

最初の1問目の意思疎通支援者の養成という部分での支援という部分で、答弁の中でお答えさせていただきましたが、新たな支援策の検討を進めますということで、手話通訳者や要約筆記者養成講座の受講支援、もちろんそこにかかる費用については一部を行政のほうで助成していきたいという考えでありまして、時期についても来年度の予算に向けて、そこについては考えてまいりたいというところで答弁させていただいたつもりでありました。

○副議長（村上緑一君） 8番 佐藤 正義員。

○8番（佐藤 正君）（登壇） 1つ目の教育行政の質問につきましては、先ほど来、大西議員、西川議員の質問と重複いたしますので、割愛させていただきます。2つ目の質問、ジェンダー平等から入っていききたいと思います。

SDGsの目標の一つであるジェンダー平等について質問をいたします。

世界経済フォーラムが2021年3月に公表した各国における男女格差を測るジェンダーギャップ指数で、日本は156か国中120位となっており、政治分野では147位で、G7の中では最下位であります。日本は世界でも恥ずべきジェンダー平等後進国となっております。男は仕事、女は家庭という性別役割分担は、女性労働者が企業の役職に就くことへの障壁になっています。男女の賃金格差をつくる大きな要因でもあります。女性の賃金を低くすることで男性が稼ぐ中心とされ、女性に働くことよりも家事、育児をさらに求める。内閣府の昨年の調査では、家事や育児などに女性がより多くの時間を費やしていることが職業生活で女性の活躍が進まない要因の一つの意見に同意する女性の回答が8割を超えています。男性でもそう思うなどが7割以上です。

今年の世界人口白書は、家庭内でジェンダー不平等が家事と育児の負担を女性に一手に引き受けさせる弊害を挙げ、勤労者世帯の構造的支援が少子化が進む国の特徴と述べています。女性を差別する伝統的な家族観が出産についての女性自己決定権を損ない、結果として少子化を進めている現状も指摘しております。男女平等は引き続き達成すべき重要な課題ですが、法律や制度の上で一見男女平等となっているように見える社会においても、女性の社会的地位は低

いままであり、根深い差別が残っております。多くの女性が非正規で働き、政治参加が遅れ、自由を阻害され、暴力にさらされ、その力を発揮することができていません。その大本にあるのが、ジェンダー差別であります。

ジェンダー平等社会を目指すとは、あらゆる分野での真の男女平等を求めるとともに、さらに進んで、男性も女性も、多様な性を持つ人々も差別なく、平等に尊厳を持ち、自らの力を存分に発揮できるようになる社会を目指すということであると思います。本市の女性役職者数を教えてください。

次に、パートナーシップについてお聞きします。

政府が同性婚への後ろ向きの姿勢を続ける中、性的マイノリティーのパートナー関係を自治体が認証するパートナーシップ制度は、全国、全道で広がりつつあります。現在、同制度を導入されているのは、道内では札幌、函館、帯広など8市ですが、北海道新聞が行った全道首長アンケートでは、さらに75市町村で予定または検討中と回答されています。

旭川市では、来年1月に運用を開始するパートナーシップの制定に向けた動きが始まっています。その内容は、上川中部圏域1市7町での連携を進めるとあります。その後、周辺の自治体もそれに倣う形で制度化を進めるようです。パートナー制度のある自治体が、お互い連携協定を結び、転居しても制度が継続できるような工夫も広がっております。

パートナーシップ制度は、2015年11月、東京都渋谷区、世田谷区に導入されたのが最初で、今では導入自治体は人口の52.9%まで広がっております。2021年に札幌地裁で、同性婚を認めないのは、法の下での平等を定めた憲法に違反するとの判断が下されました。

昨年の4定で奥山議員が質問していますが、そのときの答弁では、現時点では具体的なスケジュールは決めていない、先行的に取り組む自治体における成果や課題等を調査しつつ、性的マイノリティーに関する市民の熟度などが高まる取組を進める中で、今後、制度導入及びその時期について検討するという答弁だったと思います。その後、変わっていませんか、本市の考えをお聞かせください。

次に、女性支援についてであります。

コロナ禍の中、生理の貧困がクローズアップされました。みんなの生理という団体の調査では、経済的理由で生理用品の入手に苦労した学生は20.1%、生理用品でないものを使用した学生は27.1%もいました。近年では、物価高騰に伴う生活困窮者が増え、生活必需品である生理用品を購入することができず、交換回数を減らしたり、トイレットペーパーを代用するなど深刻な状況です。

内閣府は、女性活躍・男女共同参画の重点方針2021では、経済的な理由で生理用品を購入できないという生理の貧困の顕在化は、女性や子供の健康と尊厳に関わる重要課題と位置づけています。自治体が行う生理用品の提供を地域女性活躍推進交付金により支援、また地域子供の未来応援交付金も活用して、子供の支援に結びつけるなど、明記しております。

貧困する若者もはじめ、生理のある人への生理用品の無償配付が必要と考えます。また、

小・中学校や公共施設にも、誰もが安心して使用できる生理用品の備えが必要と考えます。道教委は、道立高校に4月から女子トイレに配備しており、利用頻度も多いと聞いております。

本市の考えを伺いまして、この質問を終わります。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君）（登壇） 佐藤議員の御質問にお答えします。

初めに、本市の女性役職者数についてです。

本年4月1日現在の管理職は、市立病院の事業副管理者、消防事務組合派遣を含めて102人であり、そのうち女性は19人となっています。

次に、パートナーシップ制度についてです。

本市におけるパートナーシップ制度の考え方については、昨年第4回定例会において奥山議員にお答えしたとおりです。

道内都市における導入状況については、議員お話しのとおり、現時点で8市が導入をしており、北海道新聞社が実施したアンケート以降、来年の実施に向けて、2市が準備を進めていると伺っています。

国においては、本年6月にLGBTなど性的少数者に関連した、いわゆるLGBT理解増進法が成立、施行されたところでありますが、本市といたしましては、引き続き、パートナーシップ制度について調査・研究を行ってまいります。

また、導入については、法の趣旨との整合やパートナーシップ制度における課題を含め、北海道や先行実施自治体の状況を参考としながら、慎重に判断をしております。

次に、女性支援についてです。

市はコロナ禍における困り事を把握するため、子どもの権利に関するアンケート調査や高齢者実態調査、民生委員・児童委員へのアンケート調査を実施し、実態把握に努めてきたところです。その調査では、生理用品を購入できない等のいわゆる生理の貧困に関する御相談、御意見等はございませんでした。こうしたことから、市民向けの生理用品の無償配付等は現段階では必要ないものと判断していますが、議員お話しのご公共施設への備えにつきましては、小・中学校では必ず保健室に備付けをしているほか、災害時の備蓄品を活用し、ローリングストックとしてメーカー使用推奨期限が近づいたものを本庁舎、市民文化センター、図書館のトイレに配置し、配慮しているところです。

以上申し上げ、答弁といたします。（降壇）

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 女性役職者が全体で102人の中で19人しかいないということなんですけれども、これは決して多い数ではないと思っております。ジェンダー平等という観点から、今後、やはり女性の登用も含めて考えていかなければならないのかなと思っております。その辺どのように考えているのか、再質問でお願いいたします。

○副議長（村上緑一君） 渡辺市長。

○市長（渡辺英次君） 佐藤議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど答弁で申し上げました女性役職数の登用人数が少ないのではないのかというお話がございました。

現在土別市のほうでは、計画の目標値といたしまして、これは土別市特定事業主行動計画というものがございしますが、30%という目安として掲げております。私は議員のときからお話をしてきたつもりでございましたが、その立場でお話ししてきましたが、あくまでも目安という考えでありまして、30%を超えれば達成ということではなくて、あくまでも目安と考えています。今ましてや男性、女性、いろいろな部分の共同参画を含めていわゆる差別をなくそうということがありますが、その数字が達成すれば差別がなくなるというのはまた別問題だと思っておりますし、女性が働きやすい環境をつくるのはもちろんでございます。一方では家庭を守りたいといった、そういう女性の声も聞こえていますので、必ずしも役職に就いたからといって女性の社会進出が達成されたということでもないと思っておりますので、そういったことを踏まえて、あくまでも必要な能力を持っている方が役職に就くのが正しいことだと思っておりますので、そういったことを踏まえて、目安として30%を掲げておりますが、行政職員皆さんしっかりと業務を遂行できるよう体制づくりを強化してまいります。

以上です。

○副議長（村上緑一君） 佐藤議員。

○8番（佐藤 正君） 再々質問をいたします。

生理用品の小・中学校等への配備は難しいという答弁だとお聞きいたしました。ほかの自治体でも、さっき質問の中でも言いましたけれども、地域女性活躍推進交付金などを利用したり、当市においても防災備品を活用して、本庁舎、文化センター、図書館にも配置しているということなんですけれども、やはり小・中学校には保健室というのがあって、そこではちゃんと備え付けてあると思うんですけれども、もらいに行くのにやはり抵抗感がある児童・生徒もいるのではないかなと感じております。

そこで、本市が防災備蓄の生理用品を置いているということなんですけれども、その辺の詳細い内容を、使用枚数だとか、その辺も含めて、いつまで続けられるのか、その辺も含めて御答弁いただきたいと思っております。

○副議長（村上緑一君） 大橋総務部長。

○総務部長（大橋雅民君） 再々質問にお答えいたします。

生理用品の公共施設への配置については、昨年加納議員からの御提案を受けて今年の4月から配置をしているところです。使用枚数についてはちょっと把握できていないところなんですけれども、これまで160枚ほど配置をしています。ただ、使用については生活困窮者が使っているのかどうかだとか、そういった実態は把握できていないということになります。

以上です。

○副議長（村上緑一君） これにて一般質問を終結いたします。

○副議長（村上緑一君） 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。議事の都合により明14日は休会といたしたいと思ひます。これに御異議
ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○副議長（村上緑一君） 御異議なしと認めます。よって明14日は休会と決定いたしました。

なお、15日は午前10時から会議を開きますので、御参集願ひます。

本日は、これをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

（午後 3時27分散会）